共和国政府との間の書簡の交換に関

する日本国政府と東ティモール民主

目

発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

「その他告示

〇国立文化センター における機材整備

府とエジプト・アラブ共和国政府と 計画のための贈与に関する日本国政

の間の書簡の交換に関する件

(外務三〇四

Oイエメン共和国における国内避難民

を含む若年層のための職業訓練支援

計画のための贈与に関する日本国政

府と国際移住機関との間の書簡の交

換に関する件 (同三〇五)

O人材育成奨学計画のための贈与に関

する日本国政府とカンボジア王国政

府との間の書簡の交換に関する件

(同三〇六)

内閣

法務省 外務省

Ŧ.

(法務省告示配八〇)

次

する件

(同三〇七)

〇無償資金協力に係る取極に基づく贈

〇保安林の指定をする件

等の交換に関する件(同三〇八)

与の供与期限の延長に関する口上書

(農林水産一二一一~一二一七)

O船舶安全法の規定に基づき、型式承

認をした件(国土交通八一四

○道路に関する件

(東北地方整備局六一)

〇道路に関する件

〇都市計画に関する件

(北陸地方整備局四五、

四六

○道路に関する件

(中国地方整備局五八)

国会事項

人事異動

(関東地方整備局一七九)

公告(参議院法制局) 職試験(大卒程度試験[社会人経験者] 令和七年度参議院法制局職員採用一般

採用候補者名簿の有効期間の満了

(人事院)

効果があるものとしての指定の公告 国土調査法に基づく国土調査と同一の

兀

日本国に帰化を許可する件

(国土交通省)

官庁

諸

事 項

官庁事項

(官庁報告)

の申請等に関する公告(防衛省) 牧港補給地区の一部土地に関する裁決

裁判所

道財団 財団、

(催告)、軌道財団

建設業の許可の取消処分、

無縁墳墓等改装関係

 \equiv

東北地方整備局公示(東北地方整備局) の申請等に関する公告 那覇港湾施設の一部土地に関する裁決 同

> 破産、 相続、

再生、 失踪、

所有者不明 除権決定

公示催告、 特別清算、

労

取に関する公示(交通政策審議会) し、 船員の特定最低賃金の改正の決定に関 関係船員及び関係使用者の意見聴

国家試験

褒 賞

○ 人材育成奨学計画のための贈与に関

 \bigcirc

 \triangleright

 \bigcirc

公

告

둦

会社その他

そ **の** 他 告 示

3

〇外務省告示第三百四号

政府との間に行われた。 次の概要の書簡の交換がエジプト・アラブ共和国 ターにおける機材整備計画のための贈与に関する 和六年十二月十七日に東京で、国立文化セン

生じた。 この交換公文は、令和七年七月十四日に効力を

2 物 ける機材整備計画を実施するために必要な生産 協力の目的及び内容 及び役務の購入 国立文化センターにお

贈与の供与期限 贈与の限度額 令和十年八月三十一 億八千万円

日

3

4

署名者

日

エジプト側 本側 経済開発・国際協力大臣ラニア・アル・マシャート計画 藤井比早之外務副大臣

外務大臣 岩屋 毅

〇外務省告示第三百五号

令和七年八月十八日

年層のための職業訓練支援計画のための贈与に関 する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間 に行われた。 令和七年七月十三日にリヤド(サウジアラビア) イエメン共和国における国内避難民を含む若 協力の目的及び内容 国内避難民を含む若年 4 3 2

官

層のための職業訓練支援計画を実施するために 必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 三億五千六百万円

月曜日

〇外務省告示第三百八号

われた口上書等の交換により別表下欄の日まで延長された。 |表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限は、

付け) 対象の関係を対している。 対象の通信体制改善計画 交換公文(平成二十六年三月二十四日付けに関する日本国政府とミャンマー連邦共和、鉄道中央監視システム及び保安機材整備計 令和七年八月十八日 取 間画 の交換公文(平成二十九年のための贈与に関する日本 国政府との関連のための 極 应 国 月六日日の日本 間贈 の与 七日七年二 十令 八和 の口の贈 日上延与 工書等の交換の交換の 日七年 月十 月 供与期限の贈与の 十一日 十一日 Ó

国際移住機関側 日 本 側 令和七年八月十八日 署名者 本 側 サウジアラビア事務所長アシュラフ・エル・ヌー 中島洋一在イエメン大使 ル在

公文(令和二年十二月十一日付け)関する日本国政府とモザンビーク共和国ニアッサ州における地方給水施設建設計

一政府との間に画のための

同の交換の贈与に

四日令和七年五月十

十令 一和 日九

年一月三

外務大臣 岩屋 毅

年七月二十三日付け) 国政府とフィリピン共和国 メトロセブ水道区汚泥管理

政府との間の交換公文(令和計画のための贈与に関する日

元本

十日 令和七年六月 一

月令 三和 十十

日年十二二

学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交令和七年七月三日にプノンペンで、人材育成奨〇外務省告示第三百六号

1 協力の目的及び内容 人材育成奨学計画を実換がカンボジア王国政府との間に行われた。 施するために必要な役務の購入

付け)

和国政府との間の交換公文(令和五年五月)能力向上計画のための贈与に関する日本国

一政 日府

十令

-日 年六月1

十一日十七月三

署名者 贈与の供与期限 令和十五年十二月三十一贈与の限度額 四億四千二百万円

日

3 2

4

カンボジア側日 本側 国際協力大臣プラック・ソコン副首相兼外務植野篤志在カンボジア大使

令和七年八月十八日

毅

外務大臣 岩屋

換が東ティモール民主共和国政府との間に行われ学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交令和七年七月二十四日にディリで、人材育成奨〇外務省告示第三百七号

1 施するために必要な役務の購入 協力の目的及び内容 人材育成奨学計画を実

贈与の供与期限 令和十五年十二月三十贈与の限度額 二億三千四百万円 署名者 日

東ティモール畑田 側 側 臣ス・フレイタス外務・協力大ベンディト・ドス・サント 生稲晃子外務大臣政務官

外務大臣 毅

令和七年八月十八日 岩屋

それぞれ別表中欄の日に行

外務大臣 岩屋

令和7年8月18日

毅

第 〇農林水産省告示第千二百十二号

の指定をする。 二十五条第一項の規定により、 〇農林水産省告示第千二百十一号 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 次のように保安林

令和七年八月十八日

六合併七、一二二四・一二二六合併八 字上陳字天神免七三六、七三七の一から七三七 の四まで、字新道一二一三、一二二四・一二二 保安林の所在場所 熊本県上益城郡益城町大 農林水産大臣 小泉進次郎

指定施業要件 指定の目的 土砂の流出の防備 立木の伐採の方法

指定施業要件

三

1 次の森林については、 主伐は、 択伐によ

二二四・一二二六合併八(以上三筆につい 三・七三七の四(以上四筆について次の図 て次の図に示す部分に限る。) 一二一三・一二二四・一二二六合併七・一 に示す部分に限る。)、七三七の二、字新道 字天神免七三六・七三七の一・七三七の

採種を定めない。 その他の森林については、主伐に係る伐

2

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 ものとする。 主伐として伐採をすることができる立木

3

及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 間

備え置いて縦覧に供する。) の図面及び関係書類を熊本県庁及び益城町役場に (「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、 そ

> 二十五条第一項の規定により、 の指定をする。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 次のように保安林 第

令和七年八月十八日

の一、一六七三の二、一六七四、一七七九の一、 田川字岩本一六六七、一六六七の二、一六六九 一七八一の一、一七八一の二 指定の目的 土砂の流出の防備 七七九の二、一七八〇の一、 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字 農林水産大臣 七八〇の二、 小泉進次郎

□ 立木の伐採の方法 1 次の森林については、 主伐は、 択伐によ

す部分に限る。)、一六六九の一、一七八○ 七八一の一(以上六筆について次の図に示 三の二・一七七九の一・一七八〇の一・一 字岩本一六六七・一六六七の二・一六七

2 採種を定めない。 その他の森林につ いては、主伐に係る伐

3 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。 は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木

□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期 及び樹種 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 次のとおりとする。 間

の図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に 備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、 そ

採種を定めない。

指定の目的

水源の涵養

〇農林水産省告示第千二百十三号

二十五条第一項の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 次のように保安林

令和七年八月十八日

農林水産大臣 小泉進次郎

の一、四の二、七三字落合平一の一、二の一 谷七二字トゴロ谷一の一、二の一、三の一、四 指定の目的 水源の涵養 保安林の所在場所 福井県南条郡南越前町具

立木の伐採の方法 次の森林については、

2 その他の森林については、主伐に係る伐 筆について次の図に示す部分に限る。) 一・七三字落合平一の一・二の一(以上五 七二字トゴロ谷一の一・二の一・三の 主伐は、 択伐によ

ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木

官

及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

の図面及び関係書類を福井県庁及び南越前町役場 に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 そ

〇農林水産省告示第千二百十四号

二十五条第一項の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 次のように保安林

令和七年八月十八日

三二の一、三三、四九から五一まで、 日根牛字中山二八の二から二八の四まで、三二、 保安林の所在場所 宮城県登米市登米町大字 字舘石一二四の一 農林水産大臣 小泉進次郎 津山町柳

指定施業要件

立木の伐採の方法

2 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木

3

及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

城県庁及び登米市役所に備え置いて縦覧に供す 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮

の指定をする。 一十五条第一項の規定により、次のように保安林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

字南和田八〇一、八〇二、八〇三の一、 保安林の所在場所 鳥取県鳥取市佐治町余戸 八〇三

指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件 立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町

(二) 3 及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

る。) 取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供す

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

の指定をする。 二十五条第一項の規定により、次のように保安林

令和七年八月十八日

谷六六二の三から六六二の五まで、八四三の三、 八四七の一 保安林の所在場所 鳥取県鳥取市下味野字竹 農林水産大臣 小泉進次郎

主伐に係る伐採種は、定めない。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(=)

〇農林水産省告示第千二百十五号

る。

令和七年八月十八日

農林水産大臣 小泉進次郎

の二、八〇七、八〇七の一

第5812号

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥

〇農林水産省告示第千二百十六号

(四)

指定の目的 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

2 主伐として伐採をすることができる立木 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町

3 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 ものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供す (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥 及び樹種、次のとおりとする。

〇農林水産省告示第千二百十七号

二十五条第一項の規定により、次のように保安林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

の指定をする。

○国土交通省告示第八百十四号 令和七年八月十八日 農林水産大臣 小泉進次郎 る。

十二条の規定に基づき、告示する。 けをもって次のように型式承認したので、 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ五第一項の規定に基づき、 船舶等型式承認規則 (昭和四十八年運輸省令第五十号) 第 令和七年七月二十九日

令和七年八月十八日

型式承認番号 物件の名称

物件の型式

AIS—SA-製造者の名称

○東北地方整備局告示第六十一号 搜索救助用位置 指示送信装置 Tron RT JOTRON A Ringdalskogen8, 3720 Larvik, Kingdom of Norway

規定に基づき、告示する。 その関係図面は、令和七年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

次のように道路の区域を変更したので、

道路法

(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項

 (\longrightarrow) 道路の種類 一般国道

令和七年八月十八日

(二) 路線名

(三) 道路の区域

区

一六四番一から同市金成

間

敷

地

の

幅

員

延

長

沢辺神林前一八五番宮城県栗原市金成沢 後前

図面縦覧場所

勝地甲字那良川一八三一の一、一八三一の四、 保安林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字 八三一の六、一八三八の一、 水源の涵養 一八三八の四

指定施業要件

指定の目的

□ 立木の伐採の方法 主伐に係る伐採種は、定めない

2 ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木

間伐その他特別の場合の伐採に係るもの 次のとおりとする。

3

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供す (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊 及び樹種次のとおりとする。

国 土交通大臣 中野 洋昌

蠍 治 琳 9 币 熈

東北地方整備局長 西村

拓

東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所 後変 別更 前 三三・三・八〇・一・八五・七一

〇〇: 二三三 ル コニニトル

○関東地方整備局告示第百七十九号 次のように道路の区域を変更したので、

規定に基づき、告示する。 その関係図面は、令和七年八月十八日から二週 道路法 間 (昭和二十七 般の縦覧に供する 年法律第百八十号) 第十八条第

道路の区域 道路の種類 線名 一般国道

令和七年八月十八日

 (\equiv) (\equiv) (\longrightarrow)

区

間 後変別更 前

> 敷 地 0

幅

員

延

長

四〇 三六三二 , 二七・四二

〇〇+ロメートル 〇八八四四ル

先から同村大字東広津一二三〇五番六地先まで長野県東筑摩郡生坂村大字東広津一三一五六番四 図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局長野国道事務所:ら同村大字東広津一二三〇五番六地先まで 後4県東筑摩郡生坂村大字東広津一三一五六番四地 前 五四元

〇北陸地方整備局告示第四十五号 (昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、

施行者の名称 石川県 令和七年八月十八日 たので、

同法第六十二条第一項の規定に基づき、

次のとおり告示する。

都市計

画事業の認可

をし

北陸地方整備局長

髙松

諭

都市計画法

事業施行期間(自令和七年八月十八日至令和十六年三月三十一日)都市計画事業の種類及び名称(金沢都市計画道路事業三・四・四十六号観音堂辰巳線

事業地

使用の部分 石川県金沢市末町及び辰巳町 地内

〇北陸地方整備局告示第四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、

施行者の名称 石川県 令和七年八月十八日

官

たので、

同法第六十二条第一項の規定に基づき、

次のとおり告示する。

北陸地方整備局長

髙松

諭

都市計画事業の認可をし

都市計画事業の種類及び名称 金沢都市計画道路事業三・四・四十六号観音堂 日

事業地 事業施行期間 自令和七年八月十八日至令和十五年三月三十

使用の部分 石川県金沢市末町地

なし

〇中国地方整備局告示第五十八号

規定に基づき、告示する。 次のように道路の区域を変更したので、 道路法 (昭和二十七 年法律第百八十号) 第十八条第

その関係図面は、令和七年八月十八日から二週

道路の種類 令和七年八月十八日

道路の区域路線名 区 三十

前

敷

幅

員

延

長

備

考

本南通堀 間 三川丁町 前 後変 別更

一番一五まで三一五番三から呉市木広島県安芸郡海田町南

図面縦覧場 所 中国地方整備局 後 及び同局広島国道事務所 ВА ВА

(pq)

間 般の縦覧に供する。

杉中

洋

項

二十一号 ·国地方整備局長

地 の - 二 - 二 五〇 五・・ 九〇 九〇メート 〇三 〇三ル ラ。 敷地の区分 係図面に表記 上記A・B2 分をする

いる関

項

国

会 事

項

衆 議 院

通知書受領

関東地方整備局長

橋本

雅道

するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨 項について検討する必要があり、これに日時を要 安全保障上の懸念に関する質問に対して、質問事 内海・笠佐島における中国資本による土地取得と 書を受領した。 の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知 八月八日内閣から衆議院議員吉川里奈提出瀬戸

第二項後段の規定による通知書を受領した。 八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条 必要があり、これに日時を要するため、令和七年 関する質問に対して、質問事項について検討する の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に 又同日内閣から衆議院議員松尾明弘提出 国

段の規定による通知書を受領した。

日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項

後

通知書を受領した。 を要するため、令和七年八月十五日までに答弁す 問事項について検討する必要があり、これに日時 療機関への物価高騰やデジタルトランスフォー る旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による メーション対応支援等に関する質問に対して、質 又同日内閣から衆議院議員山井和則提出歯科医

ナ国家承認に関する質問に対して、質問事項につ 法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受 いて検討する必要があり、これに日時を要するた 又同日内閣から衆議院議員櫻井周提出パレスチ 令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会

七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十 する必要があり、これに日時を要するため、令和 題に関する質問に対して、質問事項について検討 五条第二項後段の規定による通知書を受領した。 西万博海外パビリオン建設工事請負代金未払い問 又同日内閣から衆議院議員櫻井周提出大阪・関

十五条第二項後段の規定による通知書を受領し 和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七 討する必要があり、これに日時を要するため、令 ネット上で選挙に関する虚偽情報が氾濫している 状況に関する質問に対して、 又同日内閣から衆議院議員櫻井周提出インター 質問事項について検

間の文書に関する質問に対して、質問事項につ 七十五条第二項後段の規定による通知書を受領し 令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第 て検討する必要があり、これに日時を要するため、 又同日内閣から衆議院議員緒方林太郎提出日

り、これに日時を要するため、令和七年八月十 問に対して、 条第二項後段の規定による通知書を受領した。 年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十 る必要があり、これに日時を要するため、令和 に関する質問に対して、質問事項について検討す又同日内閣から衆議院議員緒方林太郎提出報道 康保険被保険者等の必要な医療の確保に関する質 又同日内閣から衆議院議員田村貴昭提出国民 口時を要するため、令和七年八月十五質問事項について検討する必要があ 健 Ŧi. 七

た。 件」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する 令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第 検討する必要があり、これに日時を要するため、 法律」に関する質問に対して、質問事項について との高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守る 七十五条第二項後段の規定による通知書を受領し 又同日内閣から衆議院議員山崎誠提出 「青森県

七十五条第二項後段の規定による通知書を受領し 令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第 蔵・処分に関する質問に対して、 処理工場で発生する廃棄物及び放射性廃棄物の て検討する必要があり、これに日時を要するため、 又同日内閣から衆議院議員山崎誠提出六ヶ所 質問事項につ 貯

和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七 十五条第二項後段の規定による通知書を受領し 討する必要があり、これに日時を要するため、令対応に関する質問に対して、質問事項について検 電所へのドローンとみられる飛行体の侵入とその 又同日内閣から衆議院議員山崎誠提出原子力発

答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定 による通知書を受領した。 に日時を要するため、令和七年八月十五日までに 度決算における決算剰余金に関する質問に対 て、質問事項について検討する必要があり、これ 又同日内閣から衆議院議員櫻井周提出令和六年 L

あり、これに日時を要するため、令和七年八月十

五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項

一号) (同

八月十五日

用に関する質問に対して、質問事項について検討 七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十 する必要があり、これに日時を要するため、令和 力福島第一原発事故に伴う「除去土壌」の再生利 五条第二項後段の規定による通知書を受領した。 又同日内閣から衆議院議員たがや亮提出皇位継 又同日内閣から衆議院議員阿部知子提出東京電

項後段の規定による通知書を受領した。 十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二 があり、これに日時を要するため、令和七年八月 必要があり、これに日時を要するため、令和七年 関する質問に対して、質問事項について検討する 第二項後段の規定による通知書を受領した。 る質問に対して、質問事項について検討する必要 承資格を女子・女系に拡大することの意義に関す 八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条 又同日内閣から衆議院議員中谷一馬提出政権に

質問に対して、質問事項について検討する必要が 五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項 力によるSNS等を通じた選挙への介入に関する 後段の規定による通知書を受領した。 あり、これに日時を要するため、令和七年八月十 質問に対して、質問事項について検討する必要が 選挙結果を踏まえた石破内閣の経済政策に関する 又同日内閣から衆議院議員中谷一馬提出参議院 又同日内閣から衆議院議員中谷一馬提出外国勢

報

る通知書を受領した。 する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定によ 時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁 の情報アクセシビリティに関する質問に対して、又同日内閣から衆議院議員鈴木敦提出政見放送 質問事項について検討する必要があり、これに日 後段の規定による通知書を受領した。

月十五日)

使用シナリオ報道に関する質問に対して、質問事 の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知 するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨 項について検討する必要があり、これに日時を要 書を受領した。 又同日内閣から衆議院議員山川仁提出日米、

(第七号)(同

八月十五日)

七十五条第二項後段の規定による通知書を受領し 令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第 て検討する必要があり、これに日時を要するため、 グの防止に関する質問に対して、質問事項につい による不動産市場におけるマネー・ローンダリン 又同日内閣から衆議院議員松原仁提出外国資本

勧告書受領

受領した。 八月七日人事院総裁川本裕子から次の勧告書を

び一般職の職員の給与についての報告、勧告律等に基づく公務員人事管理についての報告及 国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法

会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書 め、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国 れも検討する必要があり、これに日時を要するた を受領した。 八月八日内閣から、次の質問については、いず

号) (答弁することができる期限 参議院議員神谷宗幣提出戦後八十年に際する首 作及び政府答弁の整合性に関する質問(第二号) 参議院議員神谷宗幣提出SNSにおける言論操 相見解の形式及び位置付けに関する質問(第 (同 八月十五日) 八月十五日)

月十五日) 全保障上の対応に関する質問 (第三号)(同 参議院議員神谷宗幣提出フェンタニルを含む薬 物問題及び外国勢力による影響工作への国家安

質問 (第四号) (同 八月十五日) 参議院議員山本太郎提出トランプ関税対策とし ルクス主義の浸透と国家制度への影響に関する 参議院議員神谷宗幣提出共産主義及び文化的マ ての内需拡大策に関する質問 (第五号)(同

難支援が必要となる被曝線量限度に関する質問 参議院議員山本太郎提出実動組織による原発避 八月十五日) 震被災者への支援に関する質問(第六号)(同 参議院議員山本太郎提出トカラ列島近海群発地

を鑑みたパレスチナ国家承認に関する質問 参議院議員伊勢崎賢治提出ガザ地区の人道危機 参議院議員安達悠司提出憲法を一から考える教 という評価及び「スパイ防止法」制定に関する 化に関する質問 (第一〇号)(同 参議院議員安達悠司提出選挙演説妨害の取締強 育に関する質問 (第九号)(同 八月十五日) 参議院議員山本太郎提出「日本はスパイ天国」 (第八号)(同 八月十五日) 八月十五日) 第

通知書受領

月十五日) 制送還の実態に関する質問(第二〇号)(同 制送還の実態に関する質問(第二〇号)(同 八心のための不法滞在者ゼロプラン」に基づく強 参議院議員ラサール石井提出「国民の安全・安 関する質問 (第一九号)(同 八月十五日) す中国海警船舶の接続水域長期巡航への対応に 参議院議員松田学提出我が国の領土保全を脅か

参議院議員蓮舫提出日米関税交渉に関する質問 (第二一号)(同 八月十五日)

月十五日) ンの実施状況に関する質問(第二二号)(同 八

ロジェクト管理に関する質問 (第二四号)(同 にオスプレイを含めた防衛装備品の調達及びプ 参議院議員青木愛提出オスプレイの安全性並び 八月十五日)

松田

本庄

原田 蓮井 野田 長屋

八月十五日)

報告及び勧告受領

事管理についての報告及び一般職の職員の給与に 職の職員の給与に関する法律等に基づく公務員人 ついての報告、 八月七日人事院総裁から、国家公務員法、一 勧告を受領した。 般

令和七年司法試験考査委員に任命する

判事兼簡易裁判所判 渡部美由紀

多田

任期は令和八年三月三十一日までとする(各通)

する質問 (第一三号)(同 参議院議員百田尚樹提出国土交通大臣任命に関 化に関する質問 (第一二号)(同 る日本企業に対する人権デューデリジェンス強 法なパレスチナ占領政策及び軍事行動を支援す 参議院議員伊勢崎賢治提出イスラエルによる違 八月十五日) 八月十五日

房参与二名の辞任に関する質問 (第一四号)(同 参議院議員百田尚樹提出拉致問題担当の内閣官 八月十五日)

をSNS上に投稿することの是非に関する質問 参議院議員石垣のりこ提出記入済みの投票用紙 要性に関する質問(第一五号)(同 八月十五日) 事業主の窮状に鑑みた基礎年金早期引上げの必 参議院議員奥田ふみよ提出老齢労働者及び老齢 (第一六号)(同 八月十五日)

よる土地取得規制に関する質問 参議院議員松田学提出外国人及び外国系法人に して承認することに関する質問 参議院議員石垣のりこ提出パレスチナを国家と 八月十五日) 八月十五日) (第一八号)(同 (第一七号)(同

片 小 大 山 田 林

浦田 今津 稲葉 石 蘆田 立

されていたオスプレイに関する質問(第二三号) 参議院議員青木愛提出木更津駐屯地に暫定配備 参議院議員石垣のりこ提出不法滞在者ゼロプラ

中井

淳 学 芳賀 成 中 瀬 林 田澤 岩本 戸 土部 田 杉原 嶋 始 矢 関 齊藤 葛原 金子 岡庭 井石安上田倍 星周一郎 原田 原 瀬戸口壯夫 大日方信春 宏長 則彦 暁生 元章 力三 敏哉 真澄 貴之 正光 彰子 和治 幹司 文男 眞得 浩 亮 皆 松川下 堀 深野 町 西中友部村岡 鶴田 園杉下柴田本井田 齊藤 金子 片 尾桐 島 宇藤 宮下 橋本 玉井 北島 大槻 池田 原 金 井上 一ノ澤直人 武史 典子 直茂人樹 俊 史 利賢一康憲高 宏新仁滋幸治敏史司広 文俊 宏之 祐記 晋 弘 也 明 陽子 秀 成 春 直史 出

事 異 動

内 閣

国務大臣

事務代理を免ずる(八月十三日) 朝につき内閣府特命担当大臣 (こども政策 少子 化対策 若者活躍 男女共同参画及び共生・共 内閣府特命担当大臣中根順子 (三原じゅん子) 帰 (あべ 俊子)

法 務

道垣内正人 亀井源太郎 多一 和俊往治 文裕 治宣 耕志 幸子 信平 勇 宮松正木戸木 山木戸勇一郎 和 吉田 池

田竹鈴山中木

白石 志 酒甫 井 櫛橋 北見

官 報 令和 **7** 年 **8** 月 1 **8** 日 月曜日 1529号 6 総合外交政策局の併任を解除する 内閣府に出向させる 国際協力局の併任を解除する 兼ねてエスワティニ国駐箚を命ずる(六月十三日) 令和七年司法試験予備試験考査委員の併任を解除 令和七年司法試験考査委員の併任を解除する 併任の期間は令和八年三月三十一日までとする 令和七年司法試験考査委員に併任する 内閣官房に出向させる(以上七月一日) 領事局の併任を解除する 経済局の併任を解除する ハイチ国駐箚を命ずる(六月二十五日) 併任の期間は令和七年十二月三十一日までとする 令和七年司法試験予備試験考査委員に併任する 併任の期間は令和八年三月三十一日までとする 令和七年司法試験考査委員に併任する する (各通)(以上八月十三日) (各通) (各通) (大臣官房審議官(経済局、国 (大臣官房サイバーセキュリ (南アフリカ共和国兼レソト国 交政策局、領事局担当))同 特命全権大使 駐箚)特命全権大使 ティ・情報化参事官(総合外 際協力局担当))外務事務官 検事兼法務事務官 司 同 口 同 同 司 検事兼財務事務官 検事兼外務事務官 三井田 道面 植松 務 正宣 省 将之 宏毅 正朋 秀治 守 同同同同同同 斉田 中野 中 今 塩 井 佐藤 倉 **車** 西内 志水 池田 村上 松本 星野 栗原 日下部英紀 千代延博晃 史雄 浩 東吾 督雄 幸雄 祐矢 史祥 佳秀 和彦 美穂 郁也 誠 麗 転任させる 外務事務官(在ロサンゼルス日本国総領事館総領 領事局に併任する 総合外交政策局に併任する 大臣官房サイバーセキュリティ・情報化参事官に アジア大洋州局南部アジア部の併任を解除する 総合外交政策局長に配置換する 北米局日米安全保障条約課の併任を解除する 中南米局南米課長に昇任させる アジア大洋州局南部アジア部に併任する 総合外交政策局の併任を解除する 大臣官房審議官に昇任させる 北米局の併任を解除する 北米局長に昇任させる 大臣官房総務課(沖縄事務所)の併任を解除する一版一個を授ける(各通) 内閣官房に出向させる(以上七月十四日) アジア大洋州局南部アジア部の併任を解除する アジア大洋州局に併任する アジア大洋州局の併任を解除する 北米局に併任する 総合外交政策局に併任する アジア大洋州局の併任を解除する 大臣官房参事官に転任させる に転任させる (大臣官房参事官(アジア大洋 (大臣官房参事官(中東アフリ (大臣官房審議官(北米局担当)) (大臣官房参事官(アジア大洋 (在アメリカ合衆国日本国大使 (在アメリカ合衆国日本国大使 (北米局北米第一課企画官) 外 (内閣官房内閣審議官 (国家安 (大臣官房参事官 (総合外交政 (北米局長) 外務事務官 州局、アジア大洋州局南部ア 館参事官 (公使))同 ジア部担当))同 ジア部担当))外務事務官 全保障局))内閣事務官 館参事官 (公使))同 策局、北米局担当))同 州局、アジア大洋州局南部ア 力部担当))同 カ局、中東アフリカ局アフリ 柏原 室田 山本 門脇 三宅 野村 熊谷 有馬 三宅

直樹 裕 在エジプト日本国大使館参事官に転任させる(以 上七月十八日) (中南米局南米課長) 同 塚本

に転任させる 西崎

国際協力局に併任する(七月三十一日) 経済局に併任する 外務事務官(大臣官房審議官)

褒 賞

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾

丹

みつ

浩史

おりである。 年七月三十日、 紺綬褒章 公益のため多額の私財を寄附したので、令和七 紺綬褒章を授かった者は、 次のと

仁

生越 吉田 宮本 征祐 広志 丈浩 秀之 和田 瀬口 角田 土井 雅雄 郎 直子 和夫 武 中川 齊藤 宮崎 吉田 香川 和彦 俊博 正樹 大直 敏也 良子

文土

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける(各通) 重松 山岸 小林 矢沢 北井 惠子 一夫 谷田部 福田 石黒 酒井 分部美那子 哲也 竜 哲 松田 谷内 斉藤 大浦 林 裕美子 悦子 麗子 夏樹 芳己

史人

紺綬褒章並びに賞杯

恒成

は、 年七月三十日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者 公益のため多額の私財を寄附したので、令和七 次のとおりである。 田村 浮 田 益子 昭子 昌已 藤原 糟谷マツ子 宮本 洋一 彰 鈴木 高田 宮本 知子 猛

幸靖

紺綬褒章飾版 より木杯一組台付を授ける(各通)

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条に

裕

年七月三十日、紺綬褒章に付する飾版を授かった 公益のため多額の私財を寄附したので、令和七 寺 桐山 山 次のとおりである。 樹生 滋章 賢次 小林 村 上 美晴 梅村 羽賀 永野梅太郎 孝雄 昭雄

亮

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾

吉村ホールディングス株式会社

株式会社アシックス

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾 一個を授ける 池

俊明

版四個を授ける 褒章条例第三条第一 項により紺綬褒章に付する飾 方

紺綬褒章飾版並びに賞杯

版一個を授ける

年七月三十日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯 を授かった者は、次のとおりである。 公益のため多額の私財を寄附したので、 令和七

版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授け る (各通) 褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾

褒状

である。 年七月三十日、 公益のため多額の私財を寄附したので、令和七 褒状を授かった者は、次のとおり

深田サルベージ建設株式会社 日本フェンオール株式会社 三菱自動車工業株式会社 西部電機株式会社 株式会社アマネク 株式会社藤商事

アイリスオーヤマ株式会社 株式会社クリハラント フジアルテ株式会社 株式会社加藤組

株式会社内藤建築事務所 宗教法人千代保稲荷神社 ステラケミファ株式会社 株式会社Mizkan 株式会社BRAVE 株式会社GSユアサ 株式会社鹿内組

三光機械株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける(各通)

官

7

ポルシェジャパン株式会社 丸ファルコス株式会社 岩田屋フード株式会社

株式会社エフシイズ 信越明星株式会社 春貴株式会社

である。

株式会社ベアック

自然エンジニアリング株式会社 株式会社あきんどスシロー

株式会社ヨドバシカメラ 株式会社アルテカ 株式会社リベロ 株式会社アタゴ

有限会社イーリスコーポレーション 株式会社金太郎カンパニー たち建設株式会社

東急不動産株式会社 株式会社NFT 株式会社メガ

> 株式会社ツー・ナイン・ジャパン リゾートトラスト株式会社

ゼロワットパワー株式会社

追賞褒状 褒章条例第二条により褒状二枚を授ける (各通)

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七

年七月三十日、褒状を授かった者は、次のとおり

故吉岡順遺族 久保

故水田隆男遺族 故蘆田道昭遺族 故久保修一遺族 故原茂雄遺族 蘆田 水田知惠子 信夫 琴子 初美

故服部稔遺族 (各通) 服部 好治

褒章条例第六条により褒状を授ける

追賞賜杯

リストデベロップメント株式会社

株式会社サカモト

である。 年七月三十日、賞杯を授かった者は、 公益のため多額の私財を寄附したので、 次のとおり 令和七

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける 故田中敦子遺族 田中 幸政

官 庁 報 告

庁 事 項

官

牧港補給地区の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

当該書類の写しを縦覧に供する されたので、土地収用法第四十二条第二項及び第四十七条の四第二項の規定により公告するとともに、 沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付 九号。以下単に「土地収用法」という。)第四十二条第一項及び第四十七条の四第一項の規定により、 本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和 二十七年法律第百四十号)第十四条の規定により適用される土地収用法(昭和二十六年法律第二百十 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日 Ŧi

裁決の申請等があった旨について

決の申立てがあった。 請書の添付書類中省略された部分の補充及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁 沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、土地収用法第四十四条第二項の規定による裁決申

使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、 地番及び地目

沖縄県浦添市字城間前原	所
	在
一九四番	地
	番
雑種地	地
	目

三 縦覧場所

沖縄県浦添市安波茶一丁目一番 一号 浦添市役所

縦覧期間

令和七年八月十八日から同年九月一日まで

<u>Ŧ</u>. 土地所有者及び関係人等の意見提出

期間内に、 までは、沖縄県収用委員会(郵便番号九〇〇一八五七〇 土地収用法第四十三条及び第四十七条の四第二項の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧 損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わる 沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号)に意

見書を提出することができる。

令和七年八月十八日

防衛大臣臨時代 国務大臣 坂井

学

那覇港湾施設の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

当該書類の写しを縦覧に供する。 されたので、土地収用法第四十二条第二項及び第四十七条の四第二項の規定により公告するとともに、 二十七年法律第百四十号)第十四条の規定により適用される土地収用法(昭和二十六年法律第二百十 沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付 九号。以下単に「土地収用法」という。)第四十二条第一項及び第四十七条の四第一項の規定により、 本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日 (昭和

裁決の申請等があった旨について

項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てが沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、令和七年四月十一日に土地収用法第三十九条第一

使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、 地番及び地目

三丁目在七二番地	三丁目 在 七二番 地 番	吉町三丁目在地
七二番地	七二番地番	七二番
	番	番 宅 地
		宅地

新賢場的

沖縄県那覇市前島三丁目二四番地三の一 沖縄防衛局那覇出張所

四

令和七年八月十八日から同年九月一日まで

土地所有者及び関係人等の意見提出

までは、沖縄県収用委員会(郵便番号九○○−八五七○ 期間内に、 土地収用法第四十三条及び第四十七条の四第二項の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧 損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わる 沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号)に意

見書を提出することができる。 令和七年八月十八日

防衛大臣臨時代理

国務大臣

坂井

学

東北地方整備局公示

区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する

その関係図面は、令和七年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。 令和七年八月十八日

東北地方整備局長 西村 拓 〕 道路の種類一般国道

- ① 路 錄 名 百八号
- 闫 占用を制限する区域

 \bowtie

類

擓 枚

まで、宮城県大崎市古川大幡字新田一二〇番二から同市古川稲葉四丁目二一一番三

認められた電圧の更新又は後設によるものを徐く。)岡 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を

は、この限りでない。敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の

おける被害の拡大を坊止するため。国 由 限 急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合に

R 占用の制限の開始の期日 令和七年八月十八日

3 図 面 縦 覧 場 所 東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

第 流

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船 員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

交通政策審議会は、全国内航鋼船運航業最低賃 金(平成8年運輸省最低賃金公示第5号)、海上 旅客運送業最低賃金(平成8年運輸省最低賃金公 示第6号)、漁業(かつお・まぐろ)最低賃金(令 和4年国土交通省最低賃金公示第4号)及び漁業 (いか釣り) 最低賃金(令和7年国土交通省最低 賃金公示第4号)の改正の決定について調査審議 を行うため、最低賃金法(昭和34年法律第137号) 第37条第3項において準用する同法第25条第5項 の規定により、本事案について関係船員及び関係 使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする 者は、意見を記載した書面(様式任意)に意見提 出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日 から15日以内に国土交通省海事局船員政策課「郵 便番号100-8918東京都千代田区霞が関二丁目1 番3号」あて提出されたい。

- 1 事案の要旨 最低賃金法第35条第7項の規定 に基づく、下記3に掲げる船舶所有者に使用さ れている船員であって、下記3に掲げる船舶に 乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定に ついて
- 2 適用する地域 全国
- 3 適用する使用者
- (1) 船員法(昭和22年法律第100号)第1条に 規定する船舶であって、国内各港間のみを航 海する鋼船(次の各号に掲げるものを除く。)

の船舶所有者(船員法第5条の規定に基づき、 船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を 含む。)

- ① はしけ
- ② 内航海運業法(昭和27年法律第151号) 第2条第1項各号に掲げる船舶
- ③ 海上旅客運送業又はサルベージ業に従事 する船舶
- ④ 平水区域を航行区域とする船舶及び沿海 区域を航行区域とする総トン数100トン未 満の船舶
- (2) 船員法(昭和22年法律第100号)第1条に 規定する船舶であって、旅客運送の用に供す るもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有 者(船員法第5条の規定に基づき、船舶所有 者に関する規定の適用を受ける者を含む。)
- ① 遠洋区域を航行区域とする船舶
- ② 近海区域を航行区域とする船舶
- ③ 沿海区域を航行区域とする総トン数100 トン以上の船舶(その航行区域が平水区域 から当該船舶の最強速力で2時間以内に往 復できる区域に限定されている船舶を除 く。)
- (3) 船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船舶であって、かつお・まぐろ漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第12号に掲げる漁業をいう。)の用に供する漁船の船舶所有者(船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。)

(4) 船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船舶であって、いか釣り漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第17号に掲げる漁業をいう。)の用に供する漁船の船舶所有者(船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。)

令和7年8月18日

交诵政策審議会会長 橋本 英二

国家試験

令和7年度参議院法制局職員採用一般職試験(大 卒程度試験「社会人経験者])公告

令和7年度参議院法制局職員採用一般職試験 (大卒程度試験 [社会人経験者])について次のと おり告知する。

令和7年8月18日

参議院法制局

1 試験の名称

参議院法制局職員採用一般職試験(大卒程度 試験「社会人経験者」)

- 2 採用及び待遇
- (1) 採用予定日 原則として、令和8年1月1日
- (2) 採用予定人数 若干名
- (3) 待遇 本試験により採用される者の経験年数と同程度の経験年数を有する国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)により採用された職員(係員級又は係長級)が受ける給料月額との均衡を考慮した待遇
- 3 受験資格
- (1) 年齢等

[年齢] 昭和50年4月2日以降に生まれた者 「学歴] 次のいずれかに該当する者

- ① 大学を卒業した者又はこれと同 等の資格を有すると法制局長が認 める者
- ② 短期大学若しくは高等専門学校 を卒業した者又はこれと同等の資 格を有すると法制局長が認める者
- [職歴] 令和7年8月末現在で、民間企業・ 官公庁等において職務経験を1年以上 有し、その期間中に秘書業務に従事し た経験を有すること。
 - ※ 職務経験とは、同一企業等で会社 員、公務員、団体職員等として1週 間当たりの所定労働時間が20時間以 上で1年以上継続して就業していた

期間。なお、連続した1月以上の休 業期間(産前・産後の休業期間は除 く)は、職務経験の期間から除く。

- (2) 欠格事由(次のいずれかに該当する者は、受験資格がない。)
- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 国会職員法第2条の規定により国会職員 となることができない者
- 4 試験の内容等
- (1) 第1次試験

基礎能力試験(多肢選択式)及び一般論文試験

- ① 実施日 令和7年9月21日(日)
- ② 基礎能力試験の出題範囲 以下に掲げる分野から出題する。 知識分野(社会科学、人文科学) 知能分野(文章理解)
- ③ 試験地 東京都
- ④ 合格者発表 令和7年9月29日(月)以降、参議院令和7年試験マイページで発表する。
- (2) 第2次試験…第1次試験合格者に対して行う。

面接試験 (個別面接)

- ① 実施日 令和7年10月9日(木)~11日 (土)の間で指定する日
- ② 試験地 東京都
- ③ 合格者発表 令和7年10月16日(木)以降、参議院令和7年試験マイページで発表する。
- (3) 第3次試験…第2次試験合格者に対して行う。

面接試験 (個別面接)

- ① 実施日 令和7年10月24日(金)、25日 (土)のうち指定する日
- ② 試験地 東京都
- (4) 最終合格者発表 令和7年10月30日(木)以降、各人に郵送にて通知する。
- 5 受験手続
- (1) 8月18日(月)から9月16日(火)正午ま での間に、参議院法制局ホームページ (https://houseikyoku.sangiin.go.jp/

adoption/type/ippan.htm) からインターネット申込専用サイトへアクセスし、画面の指示に従って必要事項を正しく入力し、送信すること。

※ インターネット環境がないことなどによりインターネット申込みができない場合は、9月2日(火)までに参議院法制局総務課まで問い合わせること。

ത

(2) 問合せ先

参議院法制局総務課

TEL 03-5521-7729

E-mail h-soumu@sangiin-sk.go.ip

- (3) その他
 - ・ 受験に際し、身体等に障害があるため 特に何らかの措置を希望する場合は、受 験申込時にその旨を参議院法制局総務課 に申し出ること。
 - 面接試験(第2次試験及び第3次試験) の参考とするため、第1次試験の合格者 に対して、性格検査を行う。

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則8-12 (職員の任免)第14条第1項 の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に 基づいて作成されたすべての採用候補者名簿の有 効期間は、令和7年8月15日をもって満了した。 令和7年8月18日

人事院事務総局人材局企画課長 澤田 晃一 人事院北海道事務局第二課長 立野 雅彦 人事院東北事務局第二課長 藤谷 康之 人事院関東事務局第二課長 善家 俊介 人事院中部事務局第二課長 川上 洋司 人事院近畿事務局第二課長 宇賀 二郎 人事院中国事務局第二課長 山下 官英 人事院四国事務局第二課長 田村 倫生 人事院九州事務局第二課長 小野 一敏 人事院沖縄事務所調査課長 穀田

2022年度国家公務員採用一般職試験(大卒程度 試験)

人事院規則8-12 (職員の任免) 第14条第1項 の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に 基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間 は、令和7年8月15日をもって満了した。

令和7年8月18日

人事院事務総局人材局企画課長 澤田 晃一 記

2022年度国税専門官採用試験 2022年度労働基準監督官採用試験

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第五頃の規定に基づき、次の地図及び簿冊を 同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして令和七年七月二十 九日付けで恪定したので、司条第八頃の規定に基づき公告する。

令和七年八月十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

行った者の名称測量及び調査を	名称 申請を行った者の	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
務所富山河川国道事北陸地方整備同	北陸地方整備局長	作成した地図及び調査簿整備事業の用地取得に伴い一般国道⊗号豊田新屋立体	の一部富山市飯野及び新屋
何城県	宮城県知事	事業 漁村地域復興基盤総合整備気仙沼地区大谷工区 農山	一部、三島の一部、大谷の一部、三島の一部、長根の一部、建の一部、建の一部、建の一部、建の一部、温の宮城県気仙沼市本吉町滝根
阿城県	包城県知事	備事業山漁村地域復興基盤総合整気仙沼地区杉ノ下工区農	部宮城県気仙沼市波路上の一宮城県気仙沼市波路上の一
福岡国道事務所九州地方整備同九州地方整備同	九州地方整備局長	図及び調査簿 用地取得に伴い作成した地(下臼井〜空港口)事業の一般国道3号博多バイパス	部の市博多区古塚八丁目の一字下臼井字古尾の一部、福田の一部、福岡市博多区大路、福岡田市東多区大大区工東区一大瀬が、福田田東区一大瀬新田の一大瀬が、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、

法務省告示配第八十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、こ れを許可する。

令和七年八月十八日 法務大臣 鈴木 馨祐 住所 東京都北区

スダン、タパリヤ 昭和63年1月3日生

住所 東京都立川市

黄恵真 昭和38年6月2日生

住所 東京都小金井市

呂飛 昭和63年5月17日生

住所 福島市

ムダシル・サルマン・イスマイル・バキット 昭和51年10月13日生

住所 名古屋市昭和区

李慧 昭和63年3月6日生

住所 東京都大田区

マリザ・コロネル・タカハシ 昭和53年3月31 日生

住所 東京都江東区

呉智遠 昭和62年11月22日生

住所 大阪府寝屋川市

姜泰亨 昭和35年6月18日生

住所 大阪市西区

黄誠弘 昭和41年5月4日生

住所 大阪市鶴見区

韓泰訓 昭和55年2月8日生

住所 大阪府吹田市

姜幸惠 昭和40年10月8日生

住所 堺市西区

朴一三 昭和33年8月31日生

住所 大阪市生野区

文貴晴 平成元年1月12日生

住所 東京都江東区

龔珊 昭和60年6月23日生

住所 神戸市長田区

申恭子 昭和26年1月30日生

住所 東京都足立区

ラサン・イースター 平成12年4月9日生

住所 東京都文京区

繆春柳 昭和59年2月18日生

住所 群馬県邑楽郡大泉町

ファブリシア・ハルミ・フクナガ 平成10年5 月29日生

住所 神戸市東灘区

呉瓊 平成10年1月8日生

住所 兵庫県伊丹市

ジャヤデワン・ウプル・ティキリクマル・ナー マル 平成5年1月24日生

住所 兵庫県丹波市

ブルノ・ガブリエル・リマ・シミズ 平成12年 10月27日生

住所 兵庫県宝塚市

ジェシカ・メイ・ヘルナンデス・タンゾ 平成 3年6月20日生

住所 千葉県佐倉市

鄭韓国 平成元年4月18日生

住所 東京都荒川区

王嘉敏 平成9年8月8日生 龔成那 令和5年10月27日生

住所 東京都文京区

倪静萍 昭和37年3月9日生

住所 東京都三鷹市

王穎 昭和55年8月8日生

黄敦敏 平成25年8月31日生

住所 東京都府中市

崔英生 平成10年12月15日生

住所 東京都調布市

牛志遠 平成元年6月28日生

住所 千葉県松戸市

ヘイン・テッ・アウン 平成7年1月28日生

住所 千葉市中央区

金成日 昭和46年8月30日生

郭純姫 昭和48年1月27日生

金陽成 平成16年7月12日生

金有姫 平成19年5月28日生

住所 東京都世田谷区

陳暁妮 昭和61年5月15日生

住所 大阪府茨木市

呉成芝 昭和49年3月2日生

住所 大阪市東淀川区

娜布其 昭和51年2月4日生

住所 大阪府吹田市

吉祥 平成元年1月13日生

郭金 平成8年7月1日生

住所 東京都新宿区

張書格 平成7年8月13日生

住所 静岡市駿河区

マネス・クマル・セレスタ 昭和59年4月20日

レイワン・セレスタ 令和元年6月20日生 レン・セレスタ 令和2年12月28日生

住所 広島市佐伯区

張正憲 昭和46年9月5日生

住所 愛知県碧南市

アンヘル・マサヒデ・カナシロ・リバス 昭和 54年6月17日生

ベツシ・マルリ・アビラ・リオス 昭和63年4 月1日生

パリス・アユミ・カナシロ・アビラ 平成21年 11月21日生

カレイ・アケミ・カナシロ・アビラ 平成26年 2月25日生

住所 愛知県豊橋市

リエ・ハルコ・タマシロ・キスペ 平成12年8 月30日生

住所 群馬県太田市

カズミ・エリ・ギャ・ガルヤド・メルチョル 平成12年12月20日生

住所 鳥取県米子市

クリスティン・パメラ・アティラノ・マガリア ネス 平成3年12月22日生

住所 和歌山市

于卓航 平成21年5月5日生

住所 東京都新宿区

張欣雨 平成11年1月17日生

| 住所 東京都足立区

玄直美 昭和42年5月28日生 玄光司 平成5年6月23日生 玄光聖 平成13年4月14日生

住所 山梨県中央市

テレザ・キヨミ・スズキ・マシャド 昭和52年 9月19日生

ルーカス・ユウジ・マシャド 平成13年2月17

ガブリエル・ユキオ・マシャド 平成18年1月 3日生

住所 沖縄県国頭郡今帰仁村

オメロ・ヨシノリ・トビサワ 昭和36年4月10 日生

マルシア・キミエ・オザコ 昭和36年11月8日

エリック・マサユキ・トビサワ 平成4年6月 12日生

住所 栃木県宇都宮市

バルディビエソ・クルス・イボネ 平成3年4 月18日生

住所 福岡県久留米市

アマル・タパ 平成3年2月11日生

住所 福岡県京都郡苅田町

朴成俊 昭和43年7月18日生

朴節順 昭和46年4月16日生

朴将輝 平成18年9月8日生

朴悠輝 平成21年5月20日生

住所 東京都荒川区

呂蔚華 平成12年9月13日生

住所 東京都足立区

胡翔 平成3年5月22日生

住所 東京都足立区

サイエド・ホセイン・アーメド 昭和56年11月 23日生

トゥナジィナ・シィディカ 昭和64年1月1日

アヤシュ・イシティアク・アーメド 令和元年 8月16日生

住所 東京都豊島区

付博興 平成2年6月5日生

住所 東京都足立区

蔣瑜彬 平成7年7月21日生



工場財団

沖縄県那覇市泉崎一丁目10番3号株式会社琉球 新報社の工場財団に沖縄県那覇市字天久905番地 琉球新報社制作センターの機械、器具等を追加す る変更登記申請に係る動産につき権利を有する 者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から 32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年8月18日

那覇地方法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1 項の規定による処分をしたので、同法第29条の5 第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年8月18日

北陸地方整備局長 髙松

- 1 処分をした年月日 令和7年7月22日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業 所の所在地及び許可番号 東洋電機工業株式会 社 皆川 英生 新潟県魚沼市原虫野385 国 土交通大臣許可(般-5)第17861号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく 許可の取消し(消防施設工事業に関する一般建 設業の許可)
- 4 処分の原因となった事実 令和7年7月18日 付けで建設業法第12条(第17条において準用す る場合を含む。)の規定による廃業の届出があ り、このことが同法第29条第1項第5号に該当 する。

鉄道財団 (催告)

大阪府豊中市寺内二丁目4番1号北大阪急行電 鉄株式会社から所属鉄道千里中央・南北線鉄分界 点間につき既設鉄道財団 (鉄道抵当原簿第607号) に編入するため、鉄道抵当法の規定に基づき鉄道 財団拡張の認可申請がありました。

よって、この鉄道財団に属すべきものに関して 所有権以外の物権を有する者又は差押、仮差押若 しくは仮処分の債権者又は鉄道財団に属すべき不 動産に関して賃借権を有する者は、令和7年9月 18日までに国土交通大臣に申し出て下さい。

なお、鉄道財団目録は国土交通省鉄道局に備え つけてありますから、関係者は閲覧して下さい。 令和7年8月18日 国十交涌省

軌道財団 (催告)

大阪府豊中市寺内二丁目4番1号北大阪急行電 鉄株式会社から南北線鉄軌分界点・箕面萱野間に つき鉄道抵当法の規定に基づき軌道財団設定の認 可申請がありました。

よって、この軌道財団に属すべきものに関して 所有権以外の物権を有する者又は差押、仮差押若 しくは仮処分の債権者又は軌道財団に属すべき不 動産に関して賃借権を有する者は、令和7年9月 18日までに国土交通大臣に申し出て下さい。

なお、軌道財団目録は国土交通省鉄道局に備え つけてありますから、関係者は閲覧して下さい。 令和7年8月18日 国土交通省

無縁墳墓等改葬公告

○棚和子公営墓地について

中間貯蔵施設整備のために無縁墳墓等について 改葬することとなりましたので、墓地使用者等、 死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有 する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申 し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁 仏として改葬することとなりますのでご承知くだ 201

令和7年8月18日

全て不詳

福島地方環境事務所長 名倉 良雄

- 1 墳墓等所在地 福島県双葉郡大熊町大字夫沢 字中央台904番
- 2 墳墓等の名称 棚和子公営墓地
- 3 死亡者の本籍及び氏名 管理番号7、8、12、13、27、28 以上6基
- 4 改葬を行おうとする者 双葉郡大熊町大字夫 沢字中央台1176番地 夫沢3区行政区長 佐々 木正重
- 5 連絡先 環境省 福島地方環境事務所 用地 課 電話 024-563-1296

相続財産清算人の選仟及び相 続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明 らかでないので、その相続財産の清算人を次のと おり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権 を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判 所に申し出てください。

令和7年(家)第71225号

東京都中央区日本橋人形町2丁目22番6号 申立人 磯部 麻里

本籍東京都中央区日本橋人形町2丁目22番、 最後の住所東京都中央区日本橋人形町2丁目 22番6号、死亡の場所東京都中央区、死亡年 月日令和6年9月26日、出生の場所東京都中 央区、出生年月日昭和53年4月15日、職業会 社役員

被相続人 亡 磯部 一郎

事務所東京都中央区日本橋3丁目3番4号永 沢ビル5階 永沢総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 野田 聖子 催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

令和7年(家) 第71281号

東京都港区西新橋1丁目20番3号 申立人 公益社団法人シニア総合サポートセン ター

本籍佐賀県武雄市北方町大字志久3447番地、 最後の住所東京都北区西ケ原1丁目31番25-509号グランドマスト西ヶ原、死亡の場所東 京都中野区、死亡年月日令和6年10月29日、 出生の場所東京府東京市京橋区、出生年月日 昭和16年3月11日、職業無職 被相続人 亡 井上 喬博 事務所東京都千代田区内神田1丁目16番12号

青木ビル3階 江口衛法律事務所 相続財産清算人 弁護士 江口 衛

相続財産消鼻人 开護士 江口 得催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第71468号

東京都練馬区石神井町3丁目29番10-106号 申立人 内田 優子

本籍東京都練馬区上石神井4丁目5番、最後の住所東京都練馬区上石神井4丁目5番21号、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日令和7年4月4日、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和24年7月20日、職業無職被相続人 亡 亀田 建次

事務所東京都千代田区内幸町2丁目2番2号 富国生命ビル 渥美坂井法律事務所・外国法 共同事業

相続財産清算人 弁護士 柿原 達哉 催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和7年(へ)第2号

高知県吾川郡いの町枝川1117番地12 申立人 関 眞知子 高知県吾川郡いの町枝川1117番地11

申立人 関 佳隆

高知県高知市西秦泉寺245番地2

申立人 関 優有

同法定代理人親権者母 関 有理佳

権利の届出の終期 令和7年10月28日

令和7年7月15日

高知簡易裁判所

(別紙) 目録

(1)土地 高知県吾川郡いの町枝川字大部1117番11 宅地 165,00平方メートル

(2)登記年月日番号 高知地方法務局平成14年11月 7日受付第8901号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 賃借権設定

原因 平成14年10月20日設定

借賃 1月3,000円

支払期 毎月末日

存続期間 平成14年11月1日から5年間 賃借権者 吾川郡伊野町枝川1117番地11

持分2分の1 韓 学利

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第398号

広島県広島市安芸区中野2丁目40-18-22-1

申立人 中谷 恭子

本籍広島県広島市安芸区中野2丁目40番、最後の住所広島県広島市安芸区中野2丁目40番 18-22-1号

不在者 中谷 涼夏

平成19年5月16日生

届出期間満了日 令和7年9月30日

広島家庭裁判所

令和7年(家)第399号

広島県広島市安芸区中野2丁目40-18-22-1

申立人 中谷 恭子

本籍広島県広島市安芸区中野2丁目40番、最後の住所広島県広島市安芸区中野2丁目40番 18-22-1号

不在者 中谷莉彩那

平成23年11月23日生

届出期間満了日 令和7年9月30日

広島家庭裁判所

失踪宣告

令和7年(家)第1号

本籍岩手県一関市大東町曽慶字袖振17番地、 最後の住所岩手県一関市赤荻字荻野370番地 12

不在者 足利 力

昭和17年7月10日生

令和7年7月23日失踪宣告審判確定

盛岡家庭裁判所一関支部裁判所書記官

令和6年(家)第1328号

本籍埼玉県戸田市南町9番、最後の住所埼玉 県戸田市本町3丁目6番8-104号

不在者 関 保

昭和21年8月23日生

令和7年7月26日失踪宣告審判確定

さいたま家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第6602号

国籍フィリピン共和国、最後の住所フィリピンカロオカン市カリエクワトロ61-D番不在者 ゲレロリベラ、メリアン

西暦1977年6月25日生

令和7年7月26日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第1054号

本籍佐賀県唐津市呼子町呼子3755番地、最後の住所不明

不在者 宮本 勝彌

昭和15年2月12日生

令和7年7月26日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第3784号

本籍神奈川県横浜市神奈川区斎藤分町43番、 最後の住所横浜市神奈川区斎藤分町43番9号 不在者 平野 洋一

昭和26年11月29日生

令和7年7月25日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第423号

本籍長野県佐久市協和3324番地1号、最後の 住所神奈川県相模原市南区御園2丁目4番11 号金田荘202号室

不在者 清水 歳和

昭和35年1月5日生

令和7年7月15日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所相模原支部裁判所書記官

令和6年(家)第247号

本籍長野市大岡丙3411番地、最後の住所長野市大岡丙3411番地

不在者 栁澤 文男

昭和5年11月1日生

令和7年7月25日失踪宣告審判確定

長野家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(へ)第1号

岐阜県美濃市曽代66番地

申立人 株式会社東海化成

代表者代表取締役 景山 昌治

申立人代理人弁護士 久保田 宏

権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月18日

鈴鹿簡易裁判所

令和7年7月29日 (別紙) 目 録

約束手形 1 通

手形番号 C38329

金額 546,964円

支払期日 令和7年4月30日

支払地 三重県鈴鹿市

支払場所 株式会社百五銀行鈴鹿支店

振出日 令和7年1月10日

振出地 三重県鈴鹿市

振出人 南出株式会社 代表取締役 南出 紘 人

受取人 申立人

受取人 甲亚人

最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第3427号

大阪市西区北堀江1丁目20番15号 債務者 香林株式会社 代表者代表清算人 香山 一弘

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鐵谷 卓也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月16日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第258号

埼玉県熊谷市筑波1丁目136番地 債務者 株式会社メディクリエイト 代表者代表取締役 田代浩太郎

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 潔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午後1時10分

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第89号

宮城県石巻市広渕字窪田51番地 債務者 株式会社河南ファーム 代表者代表取締役 米谷 逸郎

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松浦健太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月29日午後1時30分

仙台地方裁判所石巻支部破産係

| 令和7年(フ)第432号

埼玉県川越市仲町1番地4-2階 債務者 株式会社YUZUYA 代表者代表取締役 田村かおり

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐々木 修
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午後2時10分 さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第514号

埼玉県坂戸市大字戸宮420番地11 債務者 株式会社エイチビーシー 代表者代表取締役 太田 降司

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 塚田小百合
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月29日午後1時50分

令和7年(フ)第3489号

大阪府門真市小路町27番3号 債務者 株式会社関治建設 代表者代表取締役 西浦 和仁

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木 優
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月30日午後1時50分

大阪地方裁判所第6民事部

さいたま地方裁判所川越支部

| 令和7年(フ) 第1135号

埼玉県白岡市小久喜312番地3 債務者 株式会社クランド 代表者代表取締役 五十嵐大輔

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 根岸 正道
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月5日午前11時30分

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第496号

埼玉県富士見市鶴瀬東1丁目10番34号 債務者 株式会社アクトプランニング 登記記録上の代表者代表取締役 髙野 美明

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小寺 智子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月5日午後2時30分

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第887号

仙台市泉区七北田字大沢明通21番1号 債務者 有限会社ネクスト 代表者取締役 横山 貴広

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松尾 良成
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月14日午後2時30分

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第487号

栃木県宇都宮市御蔵町5-5、商業登記簿上の本店所在地栃木県宇都宮市御蔵町3235-1 債務者 株式会社K. K. C 代表者代表取締役 神代 京介

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横須賀徳博
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月14日午前10時

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第60号

岐阜県多治見市滝呂町14丁目155番地の578 債務者 株式会社ベストワーク 代表者代表取締役 馬場 勇弥

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 國光 健宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月14日午前10時

岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年(フ)第797号

横浜市磯子区東町18番32-104号 債務者 株式会社エレメント 代表者代表取締役 宮内 敬広

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菱山 哲平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月17日午前10時30分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第159号

北海道旭川市豊岡一条 1 丁目 5 番12号 債務者 有限会社東栄住宅 代表者取締役 南 淳

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 曽我 章浩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月19日午後1時30分

旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第478号

栃木県宇都宮市立伏町948番地 6 債務者 有限会社ケイ室内 代表者代表取締役 木村 宏明

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 純
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月21日午後2時 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第509号

栃木県宇都宮市下戸祭2丁目18番1号 債務者 株式会社パレット 代表者代表取締役 柳田 愼治

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 梅山 哲也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月21日午後2時30分 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第376号

埼玉県越谷市大字袋山1491番地 8 債務者 株式会社栄常

- 代表者代表取締役 伊藤 秀人 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井原 正則
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月5日午後3時10分 さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第3175号

大阪市淀川区田川北2丁目1番37号 債務者 有限会社アイジーシー 代表者代表取締役 小林 育子

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上めぐみ

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第329号

宮崎市瀬頭2丁目3番17号 債務者 有限会社山本山静堂 代表者取締役 山本 健二

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西田 隆二

宫崎地方裁判所破産係

ω

破産手続開始及び免責許可申 立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第100号

鳥取県八頭郡若桜町大字赤松660番地、旧住 所鳥取県鳥取市行徳1丁目311番地 債務者 山本光一郎

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西墻 省吾
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前10
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第222号

千葉県富里市七栄394番地12

債務者 濱口 和子

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小西 朱見
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第318号

宮崎市清武町正手3丁目65番地 リバーサイ ドマンション303号、前住所宮崎市元宮町9 番27号 プレステージIV301号

債務者 穂園恵史郎

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時30
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長友 慶徳
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第330号

宮崎市川原町6番11号 旭グリーンマンショ ン202号

債務者 山本 健二

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時30|3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費|3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西田 隆二
- 4 免責意見申述期間 合和7年10月2日まで 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第3176号

大阪市淀川区田川北2丁目1番37号 債務者 小林 育子

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上めぐみ
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3304号

大阪府豊中市夕日丘2丁目16番2-401号 債務者 松本 享汰

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中野 博之
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間

令和7年(フ)第73号

北海道紋別郡遠軽町大涌北6丁目2番地9 債務者 田中めぐみ

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係

令和7年(フ)第61号

山形県米沢市万世町桑山4283 ビレッジハウ ス万世1号棟506、住民票上の住所愛知県安 城市桜井町桜西2丁目17番地4 レオパレス オアシス21-101

債務者 本橋 徹朗

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第1245号

埼玉県和光市南2丁目1番9号301 南大和 田田

債務者 佐藤 恵子

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1253号

さいたま市北区奈良町136番地49 奈良町団 世2-304

債務者 玉垣 陽子

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1297号

埼玉県川口市新井町25番4号 ヤマジンハイ ツ3-203号

債務者 鈴木 洋

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第317号

埼玉県三郷市新和5丁目375番地2 さくら 三郷ハウス

債務者 福澤 勇介

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 合和7年9月29日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第434号

埼玉県草加市花栗4丁目14番26-401号 債務者 齋藤 理恵

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第440号

埼玉県八潮市大字大曽根1146番地1 債務者 結城 彩花

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第260号

埼玉県深谷市上野台3118-2 フォレストグ ローブ302号、住民票上の住所東京都町田市 小野路町2306番地1 ロジェ・ルミエール 301

債務者 平山 篤志

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第28号

川崎市幸区下平間263番地 宇田川ビル 202 債務者 吉田 久美

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第382号

川崎市宮前区菅生ケ丘32番7-201号 市営 住宅

債務者 吉田亜理砂 (旧姓若林)

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第437号

川崎市多摩区登戸588番地 レオパレスサ ニーハウス 304

債務者 高橋 巧

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第474号

川崎市幸区小倉 2 丁目 6 番 1-303号 小倉 北住宅

債務者 平野 栄一

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係

| 令和7年(フ) 第483号

川崎市麻生区下麻生 3 丁目36番16号 ベル シャイン麻生 202

債務者 金子麻沙美

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第491号

川崎市宮前区東有馬4丁目20番18号 コーポセンターリバー 202

債務者 佐々木健一

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第509号

川崎市幸区小倉4丁目23番1号 TSK株式 会社 12

債務者 増田 幸雄

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第177号

奈良県大和高田市大字市場791番地5 ロ ジュマンBeBe203

債務者 葛本なつみこと YBANEZ NA TSUMI

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第265号

岡山県倉敷市松島1126番地 1 カレント中庄 305

債務者 佐藤 利恵

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第183号

福岡県小郡市寺福童1004番地1 熊手アパート1号室

債務者 山口 真琴(旧姓福田)

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第193号

福岡県小郡市松崎724番地1

債務者 堤 東洋機

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第194号

福岡県小郡市松崎724番地1

債務者 堤 千代子

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第199号

福岡県久留米市東櫛原町1449番地2 債務者 古賀 貴之

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第1022号

札幌市西区二十四軒3条5丁目8番12-302 号

債務者 川村 武

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1023号

札幌市西区二十四軒3条5丁目8番12-302号

債務者 川村 凌

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1069号

北海道江別市見晴台3番地の11 太田ハイツ 4号

債務者 細川 麻美

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1180号

札幌市白石区本通16丁目南4番68号 ファーストハウス本通201号

債務者 鈴木 直樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1255号

札幌市白石区本郷通3丁目南4番31-1001号 債務者 森藤 華菜

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1260号

札幌市東区北35条東1丁目2番13号 メゾン 石狩C棟204号

債務者 髙橋 高志

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1285号

札幌市白石区北郷1条9丁目9番11号 債務者 伊藤 将太

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1332号

札幌市南区石山東4丁目7番7号 債務者 武内 計中

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1378号

札幌市東区北15条東7丁目1番30-1005号 債務者 菅井 大介

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1379号

札幌市東区北15条東7丁目1番30-1005号 債務者 菅井美奈子

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- □ 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 | 令和7年(フ)第111号 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1417号

札幌市手稲区前田8条18丁目14番2号 債務者 大平あけみ

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第43号

北海道夕張市本町1丁目101番地 債務者 淺井 朋子(旧姓多胡)

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(フ)第56号

北海道夕張郡由仁町新光248番地 由仁町産 業住宅 E-2

債務者 根井 龍之

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(フ)第217号

群馬県伊勢崎市今井町250番地15 債務者 松本 和成

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係

群馬県館林市緑町2丁目25番45号 CLS-

債務者 石崎 秀勝

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第12号

千葉県館山市高井23番地の2川上ハイムD棟 債務者 杉田 孝夫

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 千葉地方裁判所館山支部破産係

令和7年(フ)第628号

神奈川県茅ヶ崎市柳島2丁目6番14号 湘南 英国館 C号室

債務者 山本 小夏

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1285号

横浜市緑区長津田2丁目11番3-510号 債務者 居村美佐子

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1286号

横浜市緑区長津田2丁目11番3-510号 債務者 居村 紫苑(従前の氏名居村佳知)

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1586号

神奈川県茅ヶ崎市今宿809番地5

債務者 秋山 香織

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1630号

横浜市栄区東上郷町31番10-204号 債務者 中丸 玲

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1752号

横浜市青葉区千草台31番地2 第3サンライ ズマンション307

債務者 草間 寿之

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1828号

横浜市港北区大倉山2丁目3番18号 プラム ハイツ202号室

債務者 大島とみよ

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部

| 令和7年(フ) 第1859号

横浜市磯子区洋光台 5 丁目 5 番13—403号 債務者 倉田 利之

- 1 决定年月日時 令和7年8月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第56号

岐阜県恵那市大井町2709番地 恵那峡温泉ホテル ゆずり葉社宅201号

債務者 渡邉 浩文

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年(フ)第646号

京都市山科区小山松原畑町14番地 債務者 塩谷婦美子

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

| 令和7年(フ)第647号

京都市山科区小山松原畑町14番地 債務者 塩谷 恭子

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第695号

京都市伏見区深草フチ町 6 番地14 債務者 平原 優衣

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第752号

京都市北区大宮玄琢北町20番地24

債務者 中 大輔

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第760号

京都市伏見区久我本町8番地13 アルディエンテY&J II 103

債務者 栗﨑 美桜

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第830号

京都市南区吉祥院石原南町4番地6 債務者 関西モデルこと 田中 一也

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第839号

京都市中京区壬生坊城町48番地 3 壬生坊城 第二団地 4-325

債務者 nico house inn 壬生 寺こと 田中 由美

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第854号

京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字北浦2番 地13 11-203

債務者 SANMIこと 東 和美(旧姓杉本)

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第882号

京都市左京区高野上竹屋町31番地 ハイツサイプリス 208号

債務者 丹藤 彰陸

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第897号

京都府長岡京市一文橋1丁目4番27号、前住 所宇都宮市北一の沢町15番7号 レオパレス グローサーベーア202号

債務者 川尻 佑希

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第460号

大阪府柏原市平野2丁目18番11号 債務者 高橋のりか(旧氏名高橋誠也)

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第498号

大阪府松原市岡7丁目261番地の59、前住所 大阪府松原市天美西1丁目4番8号 債務者 土居 靖明

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第562号

堺市北区北長尾町3丁3番2号 和功ビル 201号

債務者 海元 到

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第567号

堺市堺区中之町西1丁2番3-206号 債務者 鎌田 卓三

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第598号

堺市北区新金岡町4丁2番1-305号 債務者 林 利則

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係

> │ □ 111

令和7年(フ)第655号

堺市堺区香ヶ丘町4丁2番33号 松本文化2 F

債務者 橋野千鶴子

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第661号

堺市中区平井533番地1 シャローム晴れる 家2号館、前住所大阪市東住吉区杭全1丁目 16番20-705号

債務者 萩岡 啓子

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第665号

大阪府柏原市河原町1番4-301号 河原府 営住宅

債務者 池田 真記

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第671号

堺市南区原山台1丁7番1-101号 債務者 小山 道代

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第111号

高知市高須新木1番29号 ドルフ高須402号 債務者 葛川 雄司

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 高知地方裁判所破産係

| 令和7年(フ)第147号

高知市神田553番地 ハイツ北小松 1 - 122 債務者 松本 剛

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第152号

高知県土佐市新居2035番地1 債務者 中島 知砂

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第159号

高知市若松町9番27号 ベイハウスB-22 債務者 近藤 瑠奈

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第290号

鹿児島市加治屋町15番20号 肝付ビル402号、 前住所鹿児島市日之出町5番10号 ピノ・ブ ラン201号

債務者 加世田三恵子

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時45 分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第299号

鹿児島市三和町75番25-45号 債務者 大闌 次男

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第243号

盛岡市西見前11地割24番地 3 ル・モンドF Π 203号

債務者 藤原 吉幸

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第50号

群馬県みどり市笠懸町鹿2591番地13 債務者 佐藤 里紗

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 前橋地方裁判所桐生支部

令和7年(フ)第1261号

東京都日野市多摩平2丁目12番地の5豊田マンション201

債務者 邊見 悦子

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1306号

東京都立川市一番町5丁目8番地の12 10-110

債務者 榊 志穂

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1322号

東京都立川市幸町4丁目52番地の1幸町団地 13棟404号

債務者 塚本富佐子

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第198号

奈良市古市町277番地の12

債務者 中西 成穂

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第162号

奈良県磯城郡田原本町大字藥王寺145番地の 17

債務者 悟り庵まこころこと 北林 友美

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第183号

奈良県橿原市白橿町 5丁目 2番18—102号 債務者 村尾 愛

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第230号

沖縄県那覇市久茂地1丁目3番18号 だるまマンション301、住民票上の前住所沖縄県那覇市泊3丁目9番地4 Grande Tomari 401

債務者 廣田真由子

- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 那覇地方裁判所民事第3部

破産手続開始中更正

令和6年(フ)第484号

三重県いなべ市北勢町大辻新田38番地2 ノースウィングC棟104号室 申立時の住所 新潟市中央区上近江2丁目7番7号 コーポ ラベンダー 202号

破産者 遠山 正博

- 1 主文 当裁判所が令和7年7月11日午後3時にした破産手続開始決定中、破産者の住所につき「新潟市中央区上近江2丁目7番7号コーポラベンダー 202号」とあるのを「三重県いなべ市北勢町大辻新田38番地2ノースウィングC棟104号室 申立時の住所 新潟市中央区上近江2丁目7番7号 コーポラベンダー 202号」と更正する。
- 2 決定年月日 令和7年7月31日 新潟地方裁判所民事部

破産手続終結

令和5年(フ)第746号

埼玉県日高市大字高萩2304番地46 破産者 株式会社アビコマシン

- 1 決定年月日 令和7年8月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第1193号

名古屋市中区栄5丁目28番19号 アルティメ イトタワー栄Vビル10F

破産者 株式会社アスリード

- 1 決定年月日 令和7年8月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第10号

福岡県筑後市大字野町378番地の1 破産者 有限会社大靍タクシー

- 1 決定年月日 令和7年8月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

福岡地方裁判所八女支部破産係

令和6年(フ)第40号

福岡県筑後市長崎349番地1 2 F 破産者 株式会社エクセレント・ロジ

- 1 決定年月日 令和7年8月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

福岡地方裁判所八女支部破産係

令和6年(フ)第3211号

東京都荒川区南千住6丁目70-12 第二あづま荘10号

破産者 松井 敬子

- 1 決定年月日 令和7年8月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7845号

東京都武蔵野市桜堤1丁目6-28 カル チャー武蔵野第2棟207

破産者 堀川 勝志

- 1 決定年月日 令和7年8月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第166号

横浜市神奈川区羽沢南3丁目1番1号羽沢 ガーデンハウス201

破産者 株式会社白澤鉄筋工業

- 1 決定年月日 令和7年8月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第116号

富山県小矢部市清水333番地 破産者 有限会社中元組

- 1 決定年月日 令和7年8月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

富山地方裁判所高岡支部

破産債権の届出期間及び一般 調査期日

令和7年(フ)第536号

札幌市西区八軒8条東3丁目3番11号 破産者 熊谷 廣志

- 破産債権の届出期間 令和7年9月4日まで
 一般調査期日 令和7年10月16日午後1時30
- 令和7年8月6日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第346号

札幌市中央区南18条西9丁目2番54号 破産者 上出 恒

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで
- 2 一般調査期日 令和 7 年10月28日午後 3 時30 分

令和7年8月6日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第130号

代替住所A(旧住所札幌市白石区東札幌5条3丁目1番37—302号)

破産者 鎌田 達也

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月24日午前11時 令和7年8月6日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第568号

神奈川県大和市下鶴間2777番地 5 6 —614 破産者 小林 国弘

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで
- 2 一般調查期日 令和 7 年10月29日午前11時10 分

令和7年8月7日

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2174号

大阪市住吉区苅田2丁目9番44号 メルベー ユ長居公園 405号

破産者 磯﨑 善美

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月23日午後2時50分

令和7年8月6日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第960号

大阪市此花区梅香 2 丁目 1 番15号 破産者 株式会社集

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月26日まで
- 2 一般調查期日 令和7年10月30日午後2時30 分

令和7年8月6日

大阪地方裁判所第6民事部

破産債権の届出期間及び一般 調査期間

令和6年(フ)第71号

宮崎県都城市野々美谷町744番地1 破産者 中村 哲朗

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで
- 2 一般調査期間 令和7年10月10日から令和7 年10月17日まで

令和7年8月6日 宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(フ)第176号

宮崎市学園木花台北1丁目6番地14 破産者 坂元洋二郎

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 2 一般調査期間 令和7年10月16日から令和7 年10月23日まで

令和7年8月7日 宮崎地方裁判所破産係

9

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終 了による計算の報告書の提出があった。破産法89 条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以 下の期間内に裁判所に異議を述べなければならな い。

令和6年(フ)第118号

宮崎県日向市大字財光寺2911番地 古谷住宅 D棟

破産者 黒木 京子

| 異議申述期間 令和7年9月18日まで | 令和7年8月7日 | 宮崎地方裁判所延岡支部

令和6年(フ)第120号

宮崎県日向市大字日知屋古田町32番地フォーレス・イトウB棟202号、開始決定時の住所宮崎県日向市大字塩見6930番地破産者 黒木 啓一

異議申述期間 令和7年9月18日まで 令和7年8月7日 宮崎地方裁判所延岡支部

令和6年(フ)第147号

宮崎県延岡市桜小路361番地23 第一城山ハイツ101

破産者 黒田多津子

異議申述期間 令和7年9月18日まで 令和7年8月7日 宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第70号

宮崎県日向市東郷町山陰丁369番地 破産者 髙山 真治

異議申述期間 令和7年9月18日まで

令和7年8月7日 宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第605号

千葉県八千代市米本1359番地 米本団地 4 街 区23棟408号

破産者 大瀬 眞広

異議申述期間 令和7年9月24日まで

令和7年8月5日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第710号

千葉県市川市塩焼4丁目9番6号(田島ハイツB-201号)

破産者 篠原元一郎

異議申述期間 令和7年9月24日まで 令和7年8月5日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第748号

千葉市若葉区みつわ台5丁目5番4号 S. S. コーポ201号

破産者 伊藤 良祐

異議申述期間 令和7年9月24日まで 令和7年8月4日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第752号 千葉市花見川区さつきが丘1丁目29番4棟

503号 破産者 神谷 明夫

異議申述期間 令和7年9月24日まで 令和7年8月4日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第774号

千葉県船橋市浜町1丁目17番1号 破産者 川内 賢子

異議申述期間 令和7年9月24日まで 令和7年8月4日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第769号

千葉県浦安市富士見3丁目6番38-101号 プルミエE

破産者 加藤 徹

異議申述期間 令和7年9月25日まで 令和7年8月5日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第775号

千葉県浦安市富士見5丁目24番43号 メゾン 野村(103)

破産者 中島 昌弘

異議申述期間 令和7年9月26日まで 令和7年8月4日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第2534号

大阪市港区波除5丁目4番5号 破産者 清和三崎陸運有限会社

異議申述期間 令和7年10月1日まで 令和7年8月6日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第2535号

大阪市港区磯路3丁目24番6号 つた家夕凪ビル 701号

破産者 坂元 博志

異議申述期間 令和7年10月1日まで 令和7年8月6日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第4356号

大阪府東大阪市若江北町3丁目2番7号 破産者 東口 修治

異議申述期間 令和7年10月1日まで 令和7年8月6日

大阪地方裁判所第6民事部

免責許可申立てに関する意見 申述期間

令和6年(フ)第3113号

東京都品川区上大崎2丁目23-7 ホテルプリンセスガーデン650号室、住民票上の前住所東京都港区赤坂6丁目7-7-504 破産者 玉井 良輝

免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 令和7年8月5日

東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第3024号

大阪市西区北堀江2丁目2番27号 清算株式会社 株式会社クリスタル・クロス 代表清算人 山崎 敦史

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第6民事部

特別清算終結

令和7年(ヒ)第4号

石川県七尾市和倉町ワ部2番地4 清算株式会社 株式会社ニュー青海荘

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

令和7年(ヒ)第3012号

大阪市中央区内平野町1丁目3番6号JPC ビル

清算株式会社 株式会社SYM

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

大阪地方裁判所第6民事部

金沢地方裁判所民事部

令和7年(ヒ)第3013号

大阪市中央区内平野町1丁目3番6号JPC ビル

清算株式会社 株式会社MERGIC

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。 大阪地方裁判所第6 民事部

令和7年(ヒ)第3014号

大阪市中央区内平野町1丁目3番6号JPC ビル

清算株式会社 PRO株式会社

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(ヒ)第3015号

大阪市中央区内平野町1丁目3番6号 清算株式会社 株式会社夢想塾

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(ヒ)第3016号

大阪市中央区内平野町1丁目3番6号 清算株式会社 株式会社エデュース

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

大阪地方裁判所第6民事部

特別清算協定認可

令和6年(ヒ)第2077号

東京都港区赤坂4丁目5番17号 清算株式会社 株式会社ブレインズワーク・ア ソシエイツ

代表清算人 滝 邦彦

- 1 決定年月日 令和7年7月31日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

- 1 清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1か 月以内に、換価代金から必要な費用を控除した 残額を、各協定債権者に応じて按分して弁済す る
- 2 各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権 の総額から各弁済額を控除した残額につき、そ の債務を免除する。
- 3 第1項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

(別紙省略)

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第3022号

大阪市中央区北久宝寺町2丁目1番7号本町和光ビル内

清算株式会社 株式会社吉川化学工業所 代表清算人 **吉**川 尚人

- 1 決定年月日 令和7年7月31日
- 2 主文 本件協定を認可する。 協定
- 1 本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権(以下「協定債権」という。)であり、同債権を有するものを協定債権者という。
- 2 別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、 清算株式会社に対する協定債権の全額(協定 債権に対する利息、遅延損害金の一切を含 む。)につき、その債務を免除する。
- 3 前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権者一覧の協定債権額に応じて按分して弁済する(ただし、1円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。)。この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
- 4 前項の場合においては、各協定債権者が第 2項の規定により行った債務の免除は、新た にされた弁済の限度で効力を失うものとす る。

(別紙省略)

以上 大阪地方裁判所第6民事部

再生手続開始

令和7年(再)第3号ないし第14号

岡山県倉敷市阿知1丁目7番2号くらしきシ ティプラザ西ビル701号

再生債務者 ファーマーズホールディングス株 式会社 三重県四日市市水沢野田町1618番地20 再生債務者 あのつ牧場株式会社 三重県四日市市黒田町395番地 再生債務者 有限会社四日市酪農 兵庫県丹波市市島町喜多910番地1 再生債務者 たんば高原牧場株式会社 広島県神石郡神石高原町桑木1112番地1 再生債務者 じんせき高原牧場株式会社 広島県三次市三和町羽出庭10429番地1 再生債務者 みよし高原牧場株式会社 広島県三次市三和町羽出庭10588番地の1 再生債務者 あせひら乳業株式会社 宮崎県西都市右松3087番地 再生債務者 さいと高原牧場株式会社 能本県玉名市岱明町上88番地 再生債務者 ありあけ幸鷹牧場株式会社 能本県阿蘇市的石字端辺775番地の32 再生債務者 株式会社阿蘇ファーム 態本県阿蘇市的石字端辺775番地の32 再生債務者 阿蘇ファームリアルエステート株 式会社

岡山県倉敷市阿知1丁目7番2号くらしきシ ティプラザ西ビル701号

再生債務者 ファーマーズサンフィード株式会 社

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時
- 2 主文 再生債務者らについて再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月12日まで
- 4 再生債権の一般調査期間 令和7年11月10日 から令和7年11月25日まで

大阪地方裁判所第6民事部

再牛手続終結

令和6年(再)第1号

静岡県浜松市中央区豊岡町59番地 再生債務者 株式会社オオタヤ・ミート

- 1 主文 本件再生手続を終結する。
- 2 理由の要旨 再生計画の遂行 令和7年8月1日

静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第38号

千葉県印西市木刈4丁目32番地1 再生債務者 石塚 建治

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月5日から令 和7年9月19日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第35号

千葉県四街道市鷹の台4丁目7番11号 再生債務者 石澤 純子

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令 和7年9月22日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第47号

栃木県日光市相生町9番地8 再生債務者 加藤 栄子

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令 和7年9月17日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第16号

釧路市愛国東1丁目25番1号 再生債務者 高田 悟史

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令 和7年9月17日まで

釧路地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第19号

釧路市愛国東2丁目16番9号 ファミール№ 101

再生債務者 高山 裕明

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令 和7年9月17日まで

釧路地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第110号

埼玉県川口市西青木1丁目23番6号 ポポラーレ壱番館101号

再生債務者 横田 卓也

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令 和7年9月17日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第41号

埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木490番地21 再生債務者 松井 利広

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令 和7年9月16日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第55号

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保6144番地 再生債務者 塩島 太陽

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令 和7年9月16日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第56号

埼玉県富士見市関沢2丁目1番25号 再生債務者 小杉 紘一

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令和7年9月16日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第60号

埼玉県川越市宮元町70番地32

再生債務者 櫻井 匠

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令 和7年9月16日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第63号

埼玉県入間市河原町15番17号 203 再生債務者 中山 知美

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令 和7年9月16日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第67号

埼玉県所沢市大字下富777番地の7 再生債務者 遠藤 利廣

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令 和7年9月16日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第68号

埼玉県ふじみ野市鶴ケ舞2丁目5番12-513

再生債務者 鶴見 淳子

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令 和7年9月16日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第70号

埼玉県入間市大字木蓮寺591番地13 再生債務者 小室 勝也

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで | 令和7年(再イ)第54号
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令 和7年9月16日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第32号

相模原市緑区中野22番地1

再生債務者 清田 功一

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令 和7年9月17日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再イ)第15号

愛知県豊川市為当町椎木322番地の4 再生債務者 稲橋 宗一

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月3日から令 和7年9月10日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(再イ)第17号

山口県下関市宝町27番7-105号 市営宝住 宅7

再生債務者 愛着こうこと 平田 和也

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令 和7年9月17日まで

山口地方裁判所下関支部再生係

令和7年(再イ)第16号

山口県下関市豊北町大字北字賀151番地 再生債務者 CottonFarmこと 綿野

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月11日から令 和7年9月18日まで

山口地方裁判所下関支部再生係

岡山市南区福田147番地16 再生債務者 高原慎太郎

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令 和7年9月22日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第274号

東京都足立区大谷田4-13-5-403 再生債務者 中嶋 優樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令 和7年10月7日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第310号

東京都港区港南4-6-1-406 再生債務者 菊地としみ

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令 和7年10月7日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第315号

東京都世田谷区上野毛1-25-3 成実ビル 2 A

再生債務者 渡邊 雅大

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令 和7年10月7日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第25号

新潟県燕市吉田下町9番16号

- 再生債務者 渡邉 清文
- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令 和7年10月7日まで

新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第1号

山口県萩市大字椿東5738番地33

再生債務者 佐川 宏司

- 1 决定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令 和7年9月16日まで

山口地方裁判所萩支部

令和7年(再イ)第282号

東京都募飾区東堀切1-14-30-102 再生債務者 中井 大貴

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令 和7年10月8日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第332号

千葉県松戸市紙敷 1-6-5-203

- 再生債務者 林 麻佐子 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令 和7年10月8日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第32号

新潟県長岡市旭岡2丁目365番地

再生債務者 渡邉 貴樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令 和7年10月8日まで

新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和7年(再イ)第33号

滋賀県草津市岡本町470番地608 Antevorte

再生債務者 森本 裕介

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令 和7年9月24日まで

大津地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第66号

京都市山科区大塚檀ノ浦46番地17 再生債務者 吉田 拓功

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令 和7年9月22日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第8号

広島県呉市広古新開1丁目5番32-301号 再生債務者 森藤 定幸

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令 和7年9月24日まで

広島地方裁判所呉支部

| 令和7年(再イ)第11号

香川県仲多度郡多度津町大字葛原47番地53 再生債務者 酒田 弘一

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令 和7年10月1日まで

高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(再イ)第15号

青森県弘前市大字独狐字石田21番地 1 再生債務者 蒔苗 寛之

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月18日から令 和7年10月2日まで

青森地方裁判所弘前支部

令和7年(再イ)第38号

盛岡市愛宕町3番26号 愛宕町ハイツ202号 再生債務者 宮本 千春

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月18日から令 和7年10月2日まで

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(再イ)第20号

群馬県邑楽郡大泉町城之内3丁目7番7号 再生債務者 堀 希代子

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月18日から令 和7年10月9日まで

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(再イ)第24号

群馬県太田市内ケ島町219番地1 レジデン ス内ヶ島207号

再生債務者 住谷 修平

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月18日から令 和7年10月9日まで

前橋地方裁判所太田支部

令和6年(再イ)第131号

東京都町田市下小山田町2723番地7 再生債務者 金城 勇成

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月4日まで |
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月18日から令 和7年10月9日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第17号

金沢市塚崎町二134番地4 再生債務者 寺西 雅敏

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月11日から令 和7年9月25日まで

金沢地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第6号

大分県宇佐市安心院町山ノ口38番地の1 再生債務者 永野 志保

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月18日から令 和7年10月9日まで

大分地方裁判所中津支部個人再生係

小規模個人再生による書面決 議に付する決定

令和6年(再イ)第463号

東京都足立区保木間 2 -26-1-201 再生債務者 竹井 勇人

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 22日まで

令和7年8月5日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第484号

東京都新宿区若葉3-2 703 再生債務者 沖野 正裕

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 22日まで

合和7年8月5日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第112号

東京都大田区西六郷4-30-7 音金六郷マンション7C

再生債務者 髙橋 蓮

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月16日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 22日まで

令和7年8月5日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第119号

東京都東久留米市下里4-1-23-510 再生債務者 小泉 剛志

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 22日まで

令和7年8月5日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第139号

東京都文京区小石川2-10-9-305 再生債務者 大杉 成功

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 22日まで

令和7年8月5日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第160号

東京都葛飾区東金町3-6-3

- 再生債務者 山口 義裕 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 22日まで

令和7年8月5日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第3号

東京都豊島区高田 1 -16-10 再生債務者 押尾 久美

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 25日まで

令和7年8月6日

東京地方裁判所民事第20部

묲

令和7年(再イ)第33号

東京都港区港南3-9-33-1705 再生債務者 西 さやか

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月3日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 25日まで

令和7年8月6日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第146号

東京都北区東十条3-16-2-205 再生債務者 塚本 研一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 25日まで

令和7年8月6日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第14号

茨城県鉾田市汲上2473番地34

再生債務者 山﨑 伸幸

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 26日まで

令和7年8月5日 水戸地方裁判所

令和7年(再イ)第20号

栃木県宇都宮市西刑部町2332番地3 再生債務者 鈴木 宣臣

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 26日まで

令和7年8月5日

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第25号

栃木県宇都宮市中戸祭町3006番地12 再生債務者 上野 知彦

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 26日まで

令和7年8月5日

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第12号

栃木県那須郡那須町大字富岡1088番地121 再生債務者 大森 貴之

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日 | 令和7年(再イ)第16号 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 27日まで

令和7年8月6日

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(再イ)第17号

盛岡市北天昌寺町14番55号

再生債務者 橋本 満則

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 28日まで

令和7年8月7日

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(再イ)第18号

盛岡市北天昌寺町14番55号

再生債務者 橋本さおり

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 28日まで

令和7年8月7日

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(再イ)第5号

長野県上伊那郡辰野町大字辰野269番地 再生債務者 竹内 裕子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 28日まで

令和7年8月7日 長野地方裁判所伊那支部

令和7年(再イ)第24号

静岡県浜松市中央区丸塚町126番地 ローザ ンヌマンション1号棟201

再生債務者 山内 宏介

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 28日まで

令和7年8月7日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和7年(再イ)第10号

三重県松阪市本町2144番地

再生債務者 松永 哲

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 28日まで

令和7年8月7日 津地方裁判所松阪支部

埼玉県富士見市鶴瀬東2丁目26番21号 再生債務者 小川 愛子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 3日まで

令和7年8月6日

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第25号

埼玉県鶴ヶ島市新町3丁目1番地27 再生債務者 二瓶 武士

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 3日まで

令和7年8月6日

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(再イ)第570号

大阪市港区南市岡3丁目8番9号 再生債務者 小野田元基

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 3日まで

令和7年8月6日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第176号

大阪市西区新町3-7-11 ボナ新町1001号 室(住民票上の住所大阪市城東区中央3-2 - 1 - 203

再生債務者 大門 颯人

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 3日まで

令和7年8月6日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第184号

大阪府東大阪市長田東1丁目3番19-413号 再生債務者 甲斐 誠

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 3日まで

令和7年8月6日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第191号

大阪府茨木市西福井2丁目3番3-103号 再生債務者 辻内 豊

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 3日まで

令和7年8月6日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第10号

兵庫県豊岡市汀本49番地の14

再生債務者 神尾 吉光

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 3日まで

令和7年8月6日

神戸地方裁判所豊岡支部再生係

令和7年(再イ)第4号

香川県丸亀市田村町1414番地10 パナハイツ サンリーフ205号

再生債務者 松永奈諸美

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 3日まで

令和7年8月6日 高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(再イ)第5号

香川県丸亀市川西町南507番地8 (前住所) 香川県丸亀市土器町東1丁目694番地青葉ハ イツ205号

再生債務者 近藤 千尋

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 3日まで

令和7年8月6日 高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(再イ)第7号

香川県丸亀市川西町北547番地10

再生債務者 竹田 宏

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 3日まで

令和7年8月6日 高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(再イ)第8号

北海道旭川市神楽岡2条4丁目2番22号 再生債務者 安井 一裕

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月28日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 4日まで

令和7年8月7日 旭川地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第10号

北海道旭川市神楽岡2条4丁目2番17号 エ ステート美羽102号

再生債務者 小原 降

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 4日まで

令和7年8月7日 旭川地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第13号

北海道旭川市末広6条3丁目4番8号 再生債務者 安永 忠昭

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月15日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 4日まで

令和7年8月7日 旭川地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第6号

北海道釧路郡釧路町わらび2丁目21番地 再生債務者 高田 峰徳

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 4日まで

令和7年8月7日 釧路地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第54号

京都府向日市上植野町薮ノ下10番地の1 グ ランパラディーゾ A 再生債務者 戸川 開人

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 8日まで

令和7年8月7日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第46号

神戸市北区谷上西町16番3-206号(従前の 住所) 神戸市北区筑紫が丘7丁目11番地の12 再生債務者 浅野 洋

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月19日 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月16日 | 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月26日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 26日まで

令和7年8月5日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第19号

神戸市長田区鶯町1丁目6番10-1号 再生債務者 清家 嵩大

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月27日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 27日まで

令和7年8月6日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第35号

岡山市中区神下495番地6 再生債務者 恒次 裕大

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月28日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月27日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 27日まで

令和7年8月6日

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第43号

岡山市東区金岡東町1丁目7番56号 再生債務者 玉木 直実

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月28日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月27日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 27日まで

令和7年8月6日

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第10号

秋田市保戸野八丁5番26号

再生債務者 嵯峨 健 (旧姓吉富)

- 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月28日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 28日まで

令和7年8月7日

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第17号

秋田市飯島新町3丁目13番7号 再生債務者 筒井 知晴

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月2日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月28日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 28日まで

会和7年8月7日

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第18号

秋田市飯島松根西町9番36号 再生債務者 鈴木 恭平

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月28日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 28日まで

会和7年8月7日

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第4号

新潟県糸魚川市大字田伏469番地5 再生債務者 竹田 拓矢

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月28日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 28日まで

令和7年8月7日 新潟地方裁判所高田支部

令和7年(再イ)第2号

山口県岩国市桂町2丁目1番61号 再生債務者 水津慧梨香

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月28日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 28日まで

令和7年8月7日 山口地方裁判所岩国支部

令和7年(再イ)第19号

長崎県長崎市豊洋台2丁目20番20号 再生債務者 柴山 大河

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月28日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 28日まで

令和7年8月7日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再イ)第3号

青森県かつ市柳町3丁目14番32号 再生債務者 山本 幹也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月4日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 4日まで

令和7年8月7日

青森地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第54号

広島市安佐南区大町西3丁目18番4-103号 再生債務者 加納 正樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月4日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 4日まで

令和7年8月7日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第20号

神戸市西区池上1丁目9番地の5 エスペラ ンサ池上205号

再生債務者 樽本 恵子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月8日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 8日まで

令和7年8月6日

神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生 手続開始

令和7年(再口)第3号

新潟市中央区関屋恵町1番3号 再生債務者 渡邊 学

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令 和7年10月7日まで

新潟地方裁判所民事部

令和7年(再口)第4号

新潟市東区中野山7丁目4番19号 再生債務者 笠原 龍治

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月2日まで 会
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令 和7年10月7日まで

新潟地方裁判所民事部

令和7年(再口)第5号

京都市山科区四ノ宮神田町36番地3 ハーモニーテラス四ノ宮神田町101

再生債務者 小西 英司

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令 和7年9月22日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

給与所得者等再生による再生 計画案についての意見聴取

令和7年(再口)第2号

埼玉県さいたま市見沼区堀崎町1094番地2 ルネス・マリアンジェ102号室

再生債務者 丸本 仁

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月 10日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年8月27日まで 令和7年8月6日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再口)第1号

長野県東御市海善寺1025番地2 再生債務者 清水 降生

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月 7日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年8月27日まで 令和7年8月6日 長野地方裁判所上田支部

令和7年(再口)第1号

山口市小郡上郷4409番地 1 コート・ドール 伍番館102号

再生債務者 上利由美子

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月 3日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条 2 項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年9月1日まで 令和7年8月6日

山口地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再口)第5号

埼玉県飯能市南町10番28号 真行坂201 再生債務者 佐々木一史

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月 18日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年9月3日まで令和7年8月6日

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再口)第2号

大阪府高槻市東天川3丁目7番10号再生債務者野添大

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月 20日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年9月3日まで 令和7年8月6日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再口)第2号

山口県防府市多々良2丁目7番37号 再生債務者 大和田 孝

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月 25日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年9月4日まで 令和7年8月7日

山口地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生 計画認可

令和6年(再口)第10号

埼玉県川越市大字下松原654番地83 再生債務者 牛島 康広

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月16日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年8月6日

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(再口)第1号

京都府京丹後市久美浜町葛野410番地 再生債務者 礒部 聖司

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月25日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年8月6日 京都地方裁判所宮津支部

令和7年(再口)第1号

福岡県柳川市三橋町藤吉18番地11 再生債務者 山田 碧

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年8月1日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年8月6日

福岡地方裁判所柳川支部個人再生係

令和7年(再口)第10002号

東京都大田区北千東2-9-2-204 再生債務者 菅原 和代

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年8月4日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年8月6日

東京地方裁判所民事第20部

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第9号

福岡県久留米市三潴町玉満798番地

申立人 西田 鐵男

住所 不明

(商業登記記録上の本店所在地) 福岡県久留 米市三潴町高三潴1565番地の1

(不動産登記記録上の本店所在地)福岡県三 潴郡三潴町大字高三潴1565番地の1

所有者 株式会社富寶建設

(不動産登記記録上の商号)株式会社富寳建設 届出期間満了日 令和7年9月30日

令和7年7月31日

福岡地方裁判所久留米支部

(別紙) 物件目録

1 所在 久留米市三潴町高三潴字舘 地番 1152番

地目 田

地積 755平方メートル

令和7年(チ)第9号

広島県広島市西区己斐大迫3丁目39番5号 申立人 根波 利治 住所・居所 不明

所有者 河本 吾六

届出期間満了日 令和7年9月30日 令和7年7月31日 広島地方裁判所

令和7年7月31日 (別紙) 物 件 目 録

所在 広島市安佐南区八木九丁目

地番 3812番

地目 墓地

地積 3.30平方メートル

令和7年(チ)第2号

福岡市博多区東公園7番7号

申立人 福岡県

代表者知事 服部誠太郎

住所・居所 不明

共有者 (亡田中善次相続人) 牟田ハツ子 住所・居所 不明

共有者 (亡田中善次相続人) 田中 進 住所・居所 不明

(最後の住所) ブラジル国サンパウロ州サン パウロイタケラ区カンパネーラ通り1982

共有者 (亡田中善次相続人) 田中 薫 住所・居所 不明

(最後の住所) ブラジル国サンパウロ州サンパウロイタケラ区ウルスリナD. アンジェロ通り33

共有者 (亡田中善次相続人) 田中 正

以上各土地につき、

788平方メートル

推路 所在 地積 割皿

9495番9

八女市星野村字東山

1764平方メートル

原野 9495番8

届出期間満了日 令和7年10月10日 令和7年8月1日 共有者 パウロイタケラ区ウルスリナD.アンジェロ 所在 (最後の住所) ブラジル国サンパウロ州サン 割田 地番 地積 八女市星野村字東山 9490番5 八女市星野村字東山 1041平方メートル 原野 哲 年 (亡田中善次相続人) 田中 目録 福岡地方裁判所八女支部 河

共有者 共有者 共有者 年田ハツ子持分 (登記記録上の共有者亡田中善次持分 眞持分 正持分 薫持分 進持分

官

令和7年(チ)第12号

月曜日

所有者 氏名不詳 申立人 坂戸 史光 福岡県福津市上西郷1189番地 住所・居所 不明 伊藤仁三郎、伊藤勝三郎、城戸弥三郎 (不動産登記記録上の所有者) 上西郷共有惣代

です

令和 **7** 年 **8** 月 1 **8** 日

届出期間満了日 令和7年10月1日

令和7年8月1日

(別紙) 推路 所在 1161番 福津市上西郷字イマニッ # 福岡地方裁判所第4民事部 Ш

38平方メートル

会社その他の公告

株主総会の承認決議は令和七年九月二十五日に予 継して存続し乙は解散することにいたしました。 効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

掲載紙 官報

掲載紙 官報 掲載頁 一二四頁 (号外第一六一号)掲載の日付 令和七年七月十四日

 \mathbb{Z}

令和七年八月十八日

代表取締役 小田 (乙) 桃華楽堂株式会社 文英

2304分の140 2304分の140 2304分の140 2304分の78 2304分の78

43

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 したので公告します。 承継して存続し、乙丙は解散することにいたしま なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙丙の権利義務全部を

 \mathbb{Z} 掲載 官報 掲載 掲載頁 三十六頁 (号外第一五四号) 掲載の日付 令和七年七月四日 掲載の日付 令和七年七月四日

丙 令和七年八月十八日 掲載 官報 掲載頁 三十六頁 (号外第一五四号) 掲載の日付 令和七年七月四日

甲

掲載頁 三十六頁 (号外第一五四号)

東京都港区西新橋一丁目二番九号 代表取締役 (甲) 鶴洋商事株式会社 小林 知則

掲載页 一二四頁 (号外第一六一号)掲載の日付 令和七年七月十四日

北海道帯広市西二十四条北一丁目三番一九号 北海道帯広市西二十四条北一丁目三番一九号 代表取締役 (甲) 株式会社桃華楽堂 小田 豊

合併公告

継して存続し、乙は解散することにいたしました。 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決 定しております。 しております。また、乙は会社法第七八四条第一 株主総会の決議は、令和七年七月二十九日に終了 効力発生日は令和七年九月三十日であり、甲の 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい

 \mathbb{Z} 掲載頁 一五六頁 (号外第一六六号) 掲載の日付 令和七年七月十八日

東京都港区西新橋一丁目二番九号 東京都港区西新橋一丁目二番九号 代表取締役 小林 知則

合併公告

代表取締役 小林 2表取締役 小林 知則(丙)雄興産業株式会社

社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項 び資本金の額の増加はいたしません。 いますので、この合併による甲の新株式の発行及 継して存続し乙は解散することにいたしました。 しております。また、甲は乙の全株式を所有して に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

(甲) 電子公告 https://www.tokyu-land.co.jp/ なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(乙) 計算書類の公告義務はありません。 令和七年八月十八日 開示の日付 令和七年六月十六日

(甲) 東急不動産株式会社東京都渋谷区道玄坂一丁目二一番一号

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地代表取締役 星野 浩明 さくら綜合事務所内

(乙) 箕面エス・シー有限会社 取締役

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載頁 掲載の日付 令和七年六月二十四 七十頁 (号外第一四一号)

> 令和七年八月十八日 東京都北区東十条三丁目一〇番三六号 (甲) TOPPANクロレ株式会社

東京都北区東十条三丁目一〇番三六号 (乙) 株式会社KGエデュケーション ホールディングス 代表取締役 岡沢 宏和

代表取締役 岩﨑

合併公告

ことにいたしました。 務全部を承継して存続しる、 左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義 丙及び丁は解散する

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会 式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。 を所有していますので、この合併による甲の新株 しております。また、甲は乙、丙及び丁の全株式 に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 掲載 官報

丙 掲載 官報 掲載頁 八十六頁 (号外第一三五号) 掲載の日付 令和七年六月十八日

Ĵ 掲載頁 七十五頁 (号外第一三五号) 掲載の日付 令和七年六月十八日

令和七年八月十八日 掲載頁 七十四頁 (号外第一三五号) 掲載の日付 令和七年六月十八日

東京都新宿区西新宿二丁目一番一号

東京都新宿区西新宿二丁目一番一号 (甲) 株式会社豆蔵デジタルホールディ ングス 代表取締役 中原 徹也

代表取締役 中原 徹也 (乙) 株式会社豆蔵

愛知県名古屋市中区金山 一丁目一四番一八号 (丙) 株式会社コーワメックス

代表取締役

中原 徹也

東京都新宿区西新宿二丁目一番 J 株式会社エヌティ・ソリューショ 代表取締役 一号新宿三井 中原

ビル

掲載頁 五十二頁 (号外第九十四号)

債権者及び株主等関係者 各位

継して存続し乙は解散することにいたしましたの 決議は経ず、乙の株主総会決議は令和七年七月十 会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認 一日に終了しております 効力発生日は令和七年九月三十日であり、甲は 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(乙) 掲載 官報 (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

令和七年八月十八日 東京都千代田区神田美土代町七番地 掲載頁 一三九頁 (号外第一五掲載の日付 令和七年七月二日

一号

埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目四五三 代表取締役 天野 洋文 (甲) 応用地質株式会社

(乙) 株式会社ジオファイブ 代表取締役 五江渕 通

官

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 合併公告 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載 官報 掲載の日付 令和七年四月二十五日

 \mathbb{Z} 掲載の日付 令和七年四月二十五日 掲載頁 五十六頁 (号外第九十四号)

令和七年八月十八日 東京都中央区日本橋一丁目一番一号 ロジストラスト・パートナーズ株

大阪府高槻市三箇牧一丁目三五番四号 (乙) デイリートランス株式会社 代表取締役 金井 真吾 代表取締役 雅弘

27

継して存続し乙は解散することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

です。 甲 掲載 官報

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載 官報

令和七年八月十八日 掲載頁 二九二頁 (号外第一六八号) 掲載の日付 令和七年七月二十三日

東京都八王子市宇津木町五二三番地一

四 三慶ビル四F 北海道札幌市豊平区平岸二条六丁目一―一

ました。 を承継して存続し乙、丙は解散することにいたし 左記会社は合併して甲は乙、丙の権利義務全部

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) https://www.qol-net.co.jp/ 掲載紙 官報

掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年六月二十五日

掲載の日付 令和七年六月二十五日

쥙

令和七年八月十八日 東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラ ストタワー三七階 掲載頁 六十三頁 (号外第一四三号)

番一階B 埼玉県さいたま市大宮区大門町一丁目九三 代表取締役社長 柄澤 (甲) クオール株式会社 忍

東京都豊島区南池袋二丁目二九番一〇号 (乙) 株式会社行徳ファーマシー 代表取締役社長 辻本淳一郎 (丙) 株式会社ボトムハート

代表取締役社長

辻本淳一郎

掲載頁 八十七頁 (号外第一六二号)掲載の日付 令和七年七月十五日

代表取締役 本多 伸彦(甲) 株式会社アペックス

代表取締役 加藤

合併公告

(乙) 株式会社トライシス 潔

(乙・丙)

掲載頁 一六〇頁 (号外第一四三号)

令和七年八月十八日 確定した最終事業年度はありません。

号株式会社赤坂国際会計内

代表取締役 西野 貴司

株式会社テクノクラーツ 代表取締役 西野 貴司

島市南区的場町一丁目五番五号 J (丙) 株式会社ミワテック 代表取締役 西野 貴司

代表取締役 西野

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしましたの で公告します。 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

効力発生を停止条件として、第一合併の効力発生 とにいたしましたので公告します (第一合併)。 権利義務全部を承継して存続し、乙は解散するこ 公告します (第二合併)。 直後に合併して、甲は丙の権利義務全部を承継し て存続し、丙は解散することにいたしましたので また、左記会社のうち甲及び丙は、第一合併の 左記会社のうち甲及び乙は合併して、甲は乙の しております

直後に合併して、丁は甲の権利義務全部を承継し 効力発生を停止条件として、第二合併の効力発生 公告します(第三合併)。 て存続し、甲は解散することにいたしましたので また、左記会社のうち甲及び丁は、第二合併の

りです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとお

(甲)確定した最終事業年度はありません

掲載の日付 令和七年六月二十五日

東京都港区元赤坂一丁目一番七一一二〇九

広島市南区的場町一丁目五番五号 (甲) GCJG50株式会社

広島市南区的場町一丁目五番五号

株式会社テクノクラーツホール

広

ディングス

に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定 社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項 効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

(N) https://rs-keiyu.jp/koukoku/ 令和七年八月十八日 東京都町田市鶴間八丁目一七番一号 (甲) 株式会社ケーユーホールディングス

番二号 .県相模原市南区相模大野一丁目三五 (乙) 株式会社RSケーユー 代表取締役 板東 徹行

代表取締役 板東 徹行

合併公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 次のとおりです。 なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

(甲) 掲載 官報

掲載 官報 掲載頁 六十三頁 (号外第一七九号) 掲載の日付 令和七年八月六日

令和七年八月十八日 掲載頁 五十三頁 (号外第一七九号) 掲載の日付 令和七年八月六日

内北口ビルディング九階WeWork内 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号丸の (甲) Cornerstone OnD

内北口ビルディング九階WeWork内 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号丸の 代表取締役 シャナ・ジェーン・ヘレ 代表取締役 シャナ・ジェーン・ヘレ (乙) サバ・ソフトウェア株式会社 emand Japan株式会社 ン・ラトン

ン・ラトン

令

和七年八月十八日

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 次のとおりです。 なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

(甲) 掲載 官報

 \mathbb{Z} 掲載 官報 掲載頁 六十三頁(号外第一七九号)掲載の日付 令和七年八月六日 掲載頁 五十三頁(号外第一七九号)掲載の日付 令和七年八月六日

内北口ビルディング九階WeWork内 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号丸の (甲) Cornerstone OnD 代表取締役 シャナ・ジェーン・ヘレ emand Japan株式会社 ン・ラトン

内北口ビルディング九階WeWork内 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号丸の (乙) サムトータル・システムズ株式会社 代表取締役 シャナ・ジェーン・ヘレ ン・ラトン

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 東京都港区麻布十番三―九―六スバルM三 和七年八月十八日 甲 合同会社インバウンドジャパン 代表社員 浅村 政寿

月曜日

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 合同会社インバウンドジャパン ビル

大阪市北区梅田一丁目二—二大阪駅前第二

代表社員 片岡 美穂

令和 **7** 年 **8** 月 1 **8** 日

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年八月十八日 神奈川県横浜市中区山下町八九番地

代表取締役 三橋 英記(甲) 株式会社ファンケル

神奈川県横浜市中区山下町八九番地一 (乙) 株式会社ネオエフ

代表取締役 堂下

亮

合併公告

全部を承継して存続し乙および丙は解散すること にいたしました。 左記会社は合併して甲は乙および丙の権利義務

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載紙 官報

掲載紙 官報 掲載頁 五十二頁 (号外第一四六号)

令和七年八月十八日 掲載頁 七十一頁 (号外第一三五号)

(甲) 株式会社日本医学臨床検査研究所

長野市アークス一番一九号

群馬県前橋市鶴光路町一四一番地の一五 丙 株式会社エスアールエル北関東検

合併公告

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

 $\widehat{\mathbb{Z}}$

掲載頁 三十九頁 (号外第一三〇号) 掲載の日付 令和七年六月十二日

(N) https://www.fancl.jp/ (甲) https://www.fancl.jp/

(甲)株式会社翻訳センター大阪市中央区久太郎町四丁目一番三号

令和七年八月十八日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号 代表取締役 二宮俊一郎

(乙) 株式会社FIPAS 代表取締役 二宮俊一郎

掲載紙 官報

掲載頁 七十四頁 (号外第一四一号) 掲載の日付 令和七年六月二十四 日

掲載の日付 令和七年六月二十七日

寅 掲載の日付 令和七年六月十八日

京都府久世郡久御山町大橋辺一六番地一〇

代表取締役 三井 代表取締役 三井 義文(乙)株式会社北信臨床

査センター 代表取締役 三井 義文

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

官報

合併公告

承継して存続し、乙は解散することにいたしまし左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 効力発生日は、令和七年十月一日であります。

(甲・乙)

令和七年八月十八日 掲載の日付 令和七年八月八日掲載紙 日刊工業新聞

大阪市中央区高麗橋三丁目二番七号 (甲) 株式会社TAKUTO

東京都中央区京橋三―七―五 \mathbb{Z} 株式会社ワールドウィン・プロパ 代表取締役 太田 卓利

代表取締役

高石

晃佑

合併公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年十月一日です。 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載紙 官報

 \mathbb{Z} 掲載紙 官報 掲載頁 八十四頁(号外第六十九号)掲載の日付 令和七年三月二十八日

令和七年八月十八日 掲載頁 八十四頁 (号外第六十九号)掲載の日付 令和七年三月二十八日

沖縄県那覇市首里末吉町三丁目五七番地の六 株式会社沖縄設計センター 川満 一史

沖縄県名護市字屋部五一六番地 (乙) 株式会社アースプラン 代表取締役 代表取締役 孝之

吸収分割公告

に承継させ、乙はそれを承継することにいたしま 提供事業を除く事業に関して有する権利義務を乙 守事業、プロダクト開発・製造事業及びサービス 市町村及び特別区向け国内消防防災事業のうち保 左記会社は吸収分割して甲は甲が営む道府県、

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 次のとおりです。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

(乙)確定した最終事業年度はありません。 令和七年八月十八日

東京都港区芝五丁目七番一号

取締役代表執行役社長 森田 (甲) 日本電気株式会社 隆之

東京都港区芝浦三丁目九番一四号 (乙)NESICホールディングス株式

代表取締役社長 牛島 祐之

吸収分割公告

事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、 クト開発・製造事業及びサービス提供事業を除く から承継する同社が営む道府県、市町村及び特別 はそれを承継することにいたしました。 区向け国内消防防災事業のうち保守事業、プロダ この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して甲は日本電気株式会社 Z

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 次のとおりです。 なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は

(甲)確定した最終事業年度はありません。

掲載紙 官報

令和七年八月十八日 掲載頁 七十八頁 (号外第一五四号) 掲載の日付 令和七年七月四日

東京都港区芝浦三丁目九番一四号

NESICホールディングス株式

東京都港区芝浦三丁目九番一四号 代表取締役社長 牛島

代表取締役執行役員社長 (乙) NECネッツエスアイ株式会社 道生

告します。

官

吸収分割公告

それを承継させることにいたしましたので公告し ルホテル運営事業に関する権利義務を承継し乙は この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して甲は乙の浅草セントラ

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 (甲)確定した最終事業年度はありません。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(N) https://kessan.info/981059196.html 令和七年八月十八日 東京都港区西新橋三丁目三番三号

東京都港区西新橋三丁目三番三号 (甲) ペリカンホテルズ株式会社 代表取締役 剛

嘉徳

(乙) 株式会社ペリカン観光 代表取締役 剛

乙はそれを承継させることにいたしましたので公 トラルホテル運営事業に関する権利義務を承継し 左記会社は吸収分割して甲は乙のグランドセン

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(N) https://kessan.info/982007926.html (甲)確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月十八日 東京都港区西新橋三丁目三番三号 (甲)ペリカンホテルズ株式会社

代表取締役 剛 嘉徳

東京都港区西新橋三丁目三番三号

(乙) ペリカン企業株式会社 代表取締役 剛

吸収分割公告

義務を承継させることにいたしましたので公告し る商品販売・飲食物販売・飲食業)に関する権利 ガラスの森美術館の施設運営、同美術館に関連す ラスの森リゾート(甲、名古屋市中村区那古野一 丁目四三番五号)に対して当社の文化事業(箱根 当社(乙)は、吸収分割により株式会社箱根ガ

29

主総会の承認決議は令和七年八月七日に終了して おります。 効力発生日は令和七年十月一日であり、甲の株

決定しております。 乙においては会社法第七八四条第二項に基づ 株主総会の承認決議を経ずにこの吸収分割を

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

甲 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月十七日 掲載頁 一七一頁 (号外第一三三号)

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

令和七年八月十八日

東京都八王子市南浅川町三四二六番地 株式会社うかい

代表取締役 紺野 俊也

吸収分割公告

承継し、甲はそれを承継させることにいたしまし 計・開発及び販売に係る事業に関する権利義務を たので公告します 二輪及びインテリア)に係る電子事業のうち、設 左記会社は吸収分割して乙は甲の自動車(四輪、

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

(甲)金融商品取引法による有価証券報告書提出

(乙)確定した事業年度はありません。 令和七年八月十八日

東京都目黒区中目黒二丁目九番一三号

(甲) スタンレー電気株式会社 代表取締役 貝住 泰昭

東京都目黒区中目黒二丁目九番一三号 (乙) スタンレーモビリティエレクト

リック株式会社 代表取締役 遠藤

雅夫

吸収分割公告

とにいたしましたので公告します。 する権利義務を承継し、甲はそれを承継させるこ 事業のうち、設計・開発及び販売に係る事業に関 左記会社は吸収分割して乙は甲の灯火制御機器

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

(単)http://www.mitsubishielectric-mobility. (乙)確定した事業年度はありません。 com/jp/company/public_notice/index.html

令和七年八月十八日

(甲) 三菱電機モビリティ株式会社

東京都目黒区中目黒二丁目九番一三号 (乙) スタンレーモビリティエレクト リック株式会社

代表取締役 遠藤

吸収分割公告

事業に関する権利義務を承継させることにいたし ました。 リーネット・ジャパン(甲、東京都港区愛宕二丁 目五番一号)に対して当社のエネルギーサービス 当社(乙)は、吸収分割により株式会社ファミ

株主総会の承認決議は令和七年七月三十日に終了 しております 効力発生日は令和七年十月一日であり、当社の

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

甲 掲載 官報

 \mathbb{Z} 掲載 官報 掲載の日付 令和七年六月十八日

令和七年八月十八日 東京都新宿区西新宿一丁目二六番二号

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号

代表取締役 田中 和徳

雅夫

吸収分割公告

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載頁 九十五頁 (号外第一六〇号) 掲載の日付 令和七年七月十一日

掲載頁 一〇九頁 (号外第一三五号)

野村不動産パートナーズ株式会社 代表取締役 問田 和宏

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

東京都港区港南二丁目一六番五号 (甲) 楽天Edy株式会社

東京都千代田区紀尾井町一番三号 (乙) PayPayカード株式会社 代表取締役 和田 圭

継させることにいたしました。 に関して有する権利義務を承継し、 左記会社は吸収分割して甲は乙の成城石井事業 乙はそれを承

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載紙 官報

掲載頁 一七四頁 (号外第一四八号) 掲載の日付 令和七年六月三十日

 \mathbb{Z} https://ers.hankyu-hanshin.co.jp/

令和七年八月十八日 company

東京都世田谷区成城六丁目一一番四号 (甲) 株式会社成城石井

代表取締役 後藤

大阪市北区芝田一丁目一六番一号 (乙) 株式会社エキ・リテール・サービ

代表取締役 小林 啓輔 ス阪急阪神

吸収分割公告

承継させることといたしました。 関する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを 左記会社は吸収分割して甲は乙の電子マネーに

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

甲 掲載紙 官報

掲載頁 掲載の日付 令和七年五月十五日 八十六頁(号外第一〇七号)

 \mathbb{Z} 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年六月十九日

令和七年八月十八日 掲載頁 二頁

代表取締役 谷田 智昭

吸収分割公告

業)に関する権利義務を承継することにいたしま 同美術館に関する商品販売・飲食物販売・飲食 の文化事業(箱根ガラスの森美術館の施設運営、 したので公告します (乙、住所東京都八王子市南浅川町三四二六番地) 当社(甲)は、吸収分割により株式会社うかい 効力発生日は令和七年十月一日であり、当社の

株主総会の承認決議は令和七年八月七日に終了し ております

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載紙 掲載の日付 官報 令和七年六月十七日

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 令和七年八月十八日 名古屋市中村区那古野一丁目四三番五号 掲載頁 一七一頁 (号外第一三三号)

株式会社箱根ガラスの森リゾート 代表取締役 谷口 幸雄

官

承継し乙はそれを承継させることにいたしまし 舗名:ケアビレッジさくらぎ、グループホーム「さ くらぎ庵」)および太陽光事業に関する権利義務を 左記会社は吸収分割して甲は乙の介護事業(店

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(乙) 計算書類の公告義務はありません。 (甲)確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月十八日

愛知県大府市桜木町四丁目一番地の一 (甲)株式会社さくらぎ

愛知県東海市加木屋町東大堀二七番地の一〇 代表取締役 安井 文子

(乙) 有限会社フタバメイト

代表取締役 安井 文子

吸収分割公告

継させることにいたしましたので公告します 運営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承 左記会社は吸収分割して甲は乙のテニスクラブ

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(乙) 計算書類の公告義務はありません。 (甲) 確定した最終事業年度はありません

令和七年八月十八日

大阪府高槻市奈佐原二丁目五番一号 (甲) 株式会社テラスフィール 秀明

大阪府高槻市奈佐原二丁目五番一号 代表取締役 田中

(乙) 有限会社ティエスアイ 代表取締役 田中 秀明

新設分割公告

ンターテイメント事業に関する権利義務を承継さ せることにいたしました。 S(住所 東京都新宿区高田馬場二丁目一六番 号高田馬場216ビル七階) に対して当社のエ 当社は、新設分割により新設する株式会社NE

です 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

掲載紙 官報

掲載頁 一三五頁 (号外第一七六号)掲載の日付 令和七年八月一日 令和七年八月十八日 東京都新宿区下落合四丁目二一番二五号

代表取締役 丹野 株式会社T-NEXT 直人

新設分割公告

S (住所 東京都新宿区高田馬場二丁目一六番一 ファイナンス事業に関する権利義務を承継させる ことにいたしました。 号高田馬場216ビル七階) に対して当社の 当社は、新設分割により新設する株式会社NF

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

掲載頁 一三五頁 (号外第一七六号) 掲載の日付 令和七年八月一日

令和七年八月十八日 東京都新宿区下落合四丁目二一番二五号

代表取締役 株式会社T-NEXT 丹野 直人

新設分割公告

会社(住所神奈川県相模原市中央区上溝二〇三二 る権利義務を承継させることにいたしましたので 番地一二)に対して当社の不動産賃貸事業に関す 公告します。 当社は、新設分割により新設する北島商事株式

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年八月十八日 掲載頁 四頁

令和七年八月十八日

の一キタジマ自動車株式会社神奈川県相模原市中央区上溝二二三三番地 代表取締役 北島

ました。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

代表社員 中西 孝之

当社は、株式会社に組織変更することにいたし組織変更公告 ました。

とします。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 令和七年八月十八日

合同会社アセットマネジメント 代表社員 髙橋 弘孝

当社は、株式会社に組織変更することにいたし組織変更公告

組織変更後の商号はSANDLANDS株式会

の総社員の同意の取得は令和七年九月九日に予定効力発生日は令和七年九月二十日であり、当社 しております。

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたし組織変更公告

令和七年八月十八日 葉大栄ビル八F 合同会社クリエイト 千葉市中央区富士見一丁目一四番一三号千

織変更後の商号は株式会社アセットマネジメント効力発生日は令和七年九月二十二日であり、組 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

東京都江戸川区南篠崎町二丁目一〇番七号

社とします。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

> 令和七年八月十八日 東京都江戸川区東葛西六丁目三六番一四号

カーロヴィレッタⅡ一○二

SANDLANDS合同会社

代表社員

市川

賢治

ました。 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年八月十八日

ビル六階 東京都渋谷区神宮前六丁目二八番九号東武 合同会社イルホープ

代表社員 足立あゆみ

組織変更公告

ました。 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

毅

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年八月十八日

神奈川県横浜市鶴見区尻手三丁目五―五― 代表社員 小坂田正英 合同会社シーア

<u>=</u>0

組織変更公告

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 した。この組織変更に異議のある債権者は、本公 当社は株式会社に組織変更することにいたしま 令和七年八月十八日

神奈川県川崎市麻生区はるひ野二丁目三〇

合同会社ヴィレッジアップスタート 代表社員 村上 肇

組織変更公告

ました。 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

組織変更後の商号は98WINEs 莽以炒許としま

終了しております。 の総社員の同意の取得は令和七年七月三十一日に 効力発生日は令和七年九月三十日であり、当社

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和七年八月十八日 山梨県甲州市塩山福生里二五〇番地

代表社員 平山 98WINEs合同会社 繁之

報

官

株式会社に組織変更することにいたし

組織変更公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 令和七年八月十八日 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

愛知県清須市寺野美鈴一二五番地

代表社員 大島 合同会社リデグ

創

組織変更公告

ました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 大阪市淀川区十八条三丁目一番二九—一〇 和七年八月十八日

代表社員 坂中 拓馬 合同会社WebRex

組織変更公告

ました。 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 後の商号は株式会社いちからホームとします。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年八月十八日 効力発生日は令和七年十月一日であり組織変更

資本金の額の減少公告 合同会社いちからホーム 代表社員 川嶋 隆司

和歌山県新宮市木ノ川一七六番地の二

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 円とすることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 当社は、資本金の額を百五十万円減少し九百万

計算書類の公告義務はありません。 令 和七年八月十八日

北海道河西郡芽室町東十一条十丁目一番地 代表取締役 有限会社ウッドブル 青木 昇

資本金の額の減少公告

ことといたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 社は、資本金の額を金六億四千万円減少する

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

のとおりです。 なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次

?載紙 日刊工業新聞

令和七年八月十八日 掲載頁 二十五頁 掲載の日付 令和七年七月一 日

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号 株式会社集英社DeNAプロジェクツ 圭吾

資本金の額の減少公告 代表取締役

渡辺

総会の決議は令和七年九月二日に予定しておりま 万円とすることにいたしました。 効力発生日は令和七年九月三十日であり、株主 、資本金の額を五千万円減少し八千五百

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

掲載頁 九十二頁(号外第二九二号)掲載の日付 令和六年十二月十七日 令和七年八月十八日

沖縄県那覇市久茂地二丁目二番二号 株式会社ブルーブックス

代表取締役 志茂 英之

準備金の額の減少公告

資本準備金の増加額を減少することにいたしまし る株式会社大忠との株式交換(以下「本株式交換」) により資本準備金の額が増加することを条件とし 当社は、令和七年九月三十日を効力発生日とす 資本準備金の額について、本株式交換による

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、当社に確定した最終事業年度はありませ

令和七年八月十八日 大阪府寝屋川市仁和寺本町二丁目一一番

ん。

代表取締役 ##代 大戸 志浦 株式会社S&D

号

よる資本準備金の増加額を減少することにいたし 換」)により資本準備金の額が増加することを条件 当社は、令和七年九月三十日を効力発生日とす準備金の額の減少公告 として、資本準備金の額について、本株式交換に ました。 る株式会社都冷蔵との株式交換(以下「本株式交

令和七年八月十八日 兵庫県洲本市五色町都志大宮一六〇番地二

株式会社都ホールディングス

代表取締役 大山 智弘

準備金の額の減少公告

することにいたしました。 株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少 株式交換」という)の効力発生を条件として、本 する株式会社梶谷集成材との株式交換(以下「本 当社は、令和七年九月二十五日を効力発生日と

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月十八日 奈良県天理市西長柄町二七六番地

株式会社梶谷HD

代表取締役 梶谷 忠右

資本金及び準備金の額の減少公告

とにいたしました。 の全額を資本準備金として、減少する資本準備金 の額の全額をその他資本剰余金として処理するこ 千二百円、資本準備金の額を七億五千五百三十二 万五千五百八十六円減少し、減少する資本金の額 この決定に対し異議のある債権者は、 当社は、資本金の額を七億四千九百九十八万二 令和七年

です。 九月十八日までにお申し出下さい なお、 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

https://k.secure.freee.co.jp/companies/294506/ announces

令和七年八月十八日

ラボ柏の葉一―一〇一号室 В

千葉県柏市柏の葉六―六―二 三井リンク

株式会社Pale l u e

代表取締役 浅川 純

四千二百九十九万三千円減少することにいたしま 資本金及び準備金の額の減少公告 した。本減資は、株主総会決議による承認を得て、 万三千四百八十一円、資本準備金の額を四十三億 実施いたします。 当社は、資本金の額を五十二億五千九百八十九

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、確定した最終事業年度はありません。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年八月十八日 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

東京都三鷹市大沢六丁目一一番二五号

代表取締役社長 株式会社ジャムコ 森本

資本金及び準備金の額の減少公告

資本準備金の額を一億二千九百万円減少し、それ 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ぞれ五千万円、○円とすることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を八千九百五万六千二百円、 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

掲載頁 九十四頁(号外第二九二号)掲載の日付 令和六年十二月十七日 令和七年八月十八日

名古屋市中区錦三丁目五番三一号

代表取締役 株式会社ベルデアクア 竹廣 洋児

基準日設定につき通知公告

権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定 めましたので公告します 日十七時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質 当社は、令和七年九月一日を基準日と定め、 同

令和七年八月十八日 東京都港区六本木三丁目一番一七号

株式会社ホールマン

代表取締役 小野 元照

限定承認公告

目一三番二号ココファン稲田堤二〇八 後の住所神奈川県川崎市多摩区菅稲田堤三丁 本籍東京都港区南青山五丁目一二一番地、 最

支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者 の相続人は令和七年八月四日横浜家庭裁判所川崎 出がないときは弁済から除斥します に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し 及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 右被相続人は令和七年五月二十一日死亡し、そ 被相続人 亡 小林

東京都稲城市大丸七〇番地の

令和七年八月十八日

相続財産清算人 小林 真也

限定承認公告

限定承認公告

いときは弁済から除斥します。 の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がな 遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求 て限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受 続人は令和七年七月二十二日名古屋家庭裁判所に 右被相続人は令和七年五月二日死亡し、その相の住所本籍に同じ 被相続人 亡 榎本 実 本籍愛知県あま市方領西出二〇番地一、最後 令和七年八月十八日

愛知県あま市方領西出二〇番地一 限定承認者 榎本はつえ

出がないときは弁済から除斥します。 及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者 相続人は令和七年八月七日大阪家庭裁判所岸和田 に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し 令和七年八月十八日 一、最後の住所大阪府泉大津市北豊中町一丁本籍大阪府泉大津市豊中町一丁目六九九番地 目三番三五号 右被相続人は令和七年六月三十日死亡し、その 被相続人 亡 八木 義孝

優先資本金の額の減少公告 当社は、優先資本金の額を金二億三千万円減少 限定承認者 渕川

大阪市西区南堀江四丁目三一番五—七〇八号

洋子

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 とおりです。 することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次の

月曜日

令和七年八月十八日 http://snnm.jp/koukoku/tmk_tokyo_tn1 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

特定目的会社東京TN1

取締役 髙山 知也

優先資本金の額の減少公告

令和 **7** 年 **8** 月 1 **8** 日

することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 当社は、優先資本金の額を金一億五千万円減少 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及

令和七年八月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇

令和七年八月十八日 東京都港区赤坂二丁目一二番八号 YF JRE A特定目的会社 取締役 本吉

進

六千七十三円減少することにいたしました。 優先資本金の額の減少公告 び損益計算書の開示状況は次のとおりです 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、優先資本金の額を金五億二千百八十万 http://www.asa-epn.jp/ir/00001029/qy43/ なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇 A P JNLG特定目的会社

一号

令和七年八月十八日

取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告

万七千八百五十六円減少することにいたしまし 当社は、優先資本金の額を金九億千三百五十四

び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 令和七年八月十八日 http://www.asa-epn.jp/ir/00000996/7p7e/ なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及

A P JNRP2特定目的会社 取締役 松澤 和浩

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億百八十七万六

び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 千二十円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 http://www.asa-epn.jp/ir/00001168/be87/ なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及

A P JNRP2B特定目的会社 取締役 粟国 正樹

ら除斥します。

の号外第一〇五号一一五頁に掲載されているとお び損益計算書の要旨は令和七年五月十三日付官報

優先資本金の額の減少公告

び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 千五百二十円減少することにいたしました。 http://www.asa-epn.jp/ir/00001399/94ho/ この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及 当社は、優先資本金の額を金三千八百十三万四

令和七年八月十八日 東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇

A P JNRP2C特定目的会社 取締役 松澤 和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

を所有する方は、効力発生日である令和七年九月 ることにいたしましたので、当社の優先出資証券 十九日までに当社にご提出下さい 当社は、発行済優先出資一億五千万口を消却す 令和七年八月十八日

東京都港区赤坂二丁目一二番八号

YF JRE A特定目的会社 取締役 本吉 進

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

ある令和七年九月十九日までに当社にご提出下さ 社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日で 百二十口を消却することにいたしましたので、当 当社は、発行済優先出資三千八百十三万四千五

令和七年八月十八日 東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇

A P JNRP2C特定目的会社 松澤 和浩

債権申出の公告

会の決議により解散しましたが、残余財産の清算 支部(令和七年(ヒ)第四号)より、 のため、令和七年七月二日、神戸地方裁判所姫路 人に選任されました。 当社は、平成二十九年五月十二日開催の株主総 当職が清算

ら二箇月以内にお申し出下さい。 当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日か なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

> 令和七年八月十八日 地の一 有限会社薬局加古川ファーマンー兵庫県加古川市平荘町池尻字八橋四九一番

連絡先 兵庫県姫路市南駅前町一〇〇番地 清算人 弁護士 新 智博

パラシオ第2ビル 弁護士法人レクシード

債権申出の公告(第一回)

定給付企業年金制度の清算から除斥します。 し出下さい。右期間内にお申し出がないときは る者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申 ので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有す 月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しました 令和七年八月十八日 当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年八

千葉県千葉市美浜区新港一七番地

確定給付企業年金 清算人 榎本 千葉製粉株式会社

訂正公告

所」とあるは「⑤が正」の誤りにつき訂正します。旅行業者営業保証金取戻し公告中、「⑥せশ・哗騰 令和七年八月十八日 令和七年六月十一日(号外第一二九号) 掲載 東京都江戸川区西葛西六丁目一三番一四号

代表取締役 ラジェシュ・クマール 株式会社KIC

取消公告

の解散公告は取消します 令和七年八月十八日 令和七年五月二十六日 (号外第一一五号)

東京都港区麻布台一丁目三番 ルズ森JPタワー 有限会社千代田住宅ローン債権保証 一号麻布台ヒ

清算人

落合

幸隆

正 誤

き	ページ段	
F	权	
	—— 行 ——	
月 十日褒賞闌ච	誤	
	正	

(原稿誤り) 八三 一六 高谷 岩男」は削る。

部に係る令和七年(家)第二〇四一号相続財産清令和七年七月十日掲載の前橋家庭裁判所太田支 算人の選任及び相続権主張の催告中 (原稿誤り) 令和七年七月十日掲載の前橋家庭裁判所太田